

康熙辛卯江南科場案について

井 波 陵 一

第一章 發覺

第二章 因縁

第三章 激突

第四章 逆轉

はじめに

康熙五十年（一七一二）九月、江南辛卯科郷試において、不正が發覺した。この種の事件としてはありふれたものだったが、正考官左必蕃が革職、副考官趙晉が斬決の處分を受けて最終的に決着したのは、なんと一年以上もたった、康熙五十二年正月二十六日である。どうしてそれほどまでに時間がかかったのだろうか。本稿では、江南の官界をちょっととした混亂に陥れた事件の経過をたどりながら、清官や貪官の眞面目を探ってみたい。⁽¹⁾

第一章 發 覺

康熙五十年十月九日、正考官左必蕃から次のような上奏文が差し出された。

臣簡命を膺けて、試を江南に典り、兢兢として人才を搜拔するを以て務と爲す。闈を撤したる後、輿論の喧傳するを聞くに、「句容縣知縣王曰兪が薦むる所の吳泌、山陽縣知縣方名が薦むる所の程光奎は、皆な文理に通じざるの人なり」と有り。臣駭愕に勝えず。或は代倣の文字を傳遞せるか、或は房官と關節を打通せるか、亦た未だ定む可からず。祈わくは新中の舉人吳泌、程光奎を將て、或は提して京に至って覆試せしめ、或は督撫に發して嚴訊せしめて、以て國法を正して科場を肅さん。臣の查出する能わざるに至っては、罪亦た辭し難し。

文中に見える「輿論の喧傳するを聞く」について、蘇州織造李煦（一六五五—一七二九）の密摺（九月二十六日付）は、より詳しい報告を送っている。

竊におもえらく臣は九月二十四日に蘇州に回到したるに、蘇州閭城の士子が、新中の舉人の多く賄買に屬するを以て、財神を將て府學の明倫堂上に擡ぎ入れ、喧嘩して服さざるを見る。皆な正主考左必蕃が文字を識らざるを怨み、副主考趙晉が大膽に賄賣するを怨むなり。造りて詩詞對聯と黃鶯兒歌謠有り、四處に徧く貼る。理として合に奏聞すべし。臣謹んで詩詞對聯と黃鶯兒を將て、一に并せて抄呈し、伏して聖鑒を乞う。

左必蕃の上奏文ではまだ曖昧だが、不正の中心人物が副考官趙晉であることは、すぐに明らかになったようだ。このとき四度目の兩淮鹽政を勤めていた、江寧織造曹寅（一六五八—一七二二）の密摺（十月二日付）によれば、

惟だ是れ今年の江南文場の秀才等、甚だ是れ不平あり。皆な云う、「皇上の洪恩もて額を廣めらるるは、原と孤寒を振拔せんが爲なるに、今中りし者は甚だ是れ公ならず。顯らかに情弊有り」と。因りて揚州の秀才は擾攘して羣を成

し、左必蕃の祠堂を將て盡く拆去するを行う。後に是れ副主考趙晉の爲す所なりと傳聞して、始めて暫く停息す。督撫は俱に參章有り。目下已に二人を拏えたるに、俱に是れ富商の子なり。傳聞するに榜中には文理に通じざる者尙お多しと。

曹寅は「富商」という語を使っているが、これは事實上鹽商を指す。曹寅や、曹寅と輪番で鹽政を勤めた李煦にしてみれば、この事件は他人事とは思えなかつただろう。ちなみに李煦の密摺には、「紛紛たる議論は、京中にも早に已に聞き知る。羞ず可きの極みなり」という殊批があり、聖祖の苦り切つた様子が窺える。

この郷試について、法式善（一七五三—一八一三）の『清祕述聞』は次のように記す（卷四）。

江南考官：副都御史左必蕃字界園、廣東順德人、辛酉舉人。編修趙晉字晝三、福建閩縣人、癸未進士。

題「能行五者」一句、「不息則久」四節、「孔子登東」一節。

解元劉捷字月三、桐城人。

左必蕃の名前はここに見えるだけだが、趙晉については、彼が癸未科會試（康熙四十二年）で榜眼だったこと、二年後の乙酉科郷試において、江西の正考官を勤めたこと（いずれも卷三）、四十五年陝甘道の提學道と提督學院を兼差したこと（卷一）⁽⁸⁾、四十五年の丙戌科會試では同考官を勤めたこと（卷一四）⁽⁹⁾が分かる。一方、『（乾隆）江南通志』選舉志（卷一三三）によれば、この辛卯科郷試の合格者は百十三名で、問題の吳泌は十三位、程光奎は四十一位にランクされている。不正が確認されれば、當然合格は取り消されるはずだが、氏名と本籍の掲載を目的とした歴大な合格者リストに過ぎないのだから、合格後の個人的事情など最初から考慮に入れていないのだろう。

郷試が省城の江寧で實施されたことは言うまでもなく、

聞くならく是の科の通榜は、俱に賄鬻を以てす。銀數十萬を得、其の半を以て、總督嚙禮に分かつ。期に先んじて名

下の士十人を搜羅して、之の十魁を前に置き、以て輿論を壓服せんと欲す。十名以外は、則ち巨族富商なり。揭曉の夜、物議先ず已に沸騰せり。榜を開く者は、後より前に至る。榜を観る者、見て榜首に至れば、僅かに十餘名を賸すのみ。遂に一関して扯破し、而して前列の十人は、即ち場に在りて榜を扯りし者なるを知らず。乃ち之れを悔いるも已に及ぶ無し。⁽¹¹⁾

という、おもしろいエピソードも残っている（噶禮については後で詳しく觸れる）が、不正糾弾の動きは、李煦や曹寅が報告するように、蘇州や揚州でも見られた。揚州の秀才たちが、「左必蕃の祠堂を將て盡く拆去するを行ふ」というからには、康熙四十一年から四十六年まで揚州府知府を勤めた左必蕃を記念する祠堂が建てられていたのだろう。『(咸豐)順德縣志』人物傳（卷二五）には彼の傳があり、次のように記す。

出でて揚州府に知たり。揚は要衝に當たれば、奸宄叢がり聚まる。必蕃治に蒞むや、民心帖服す。恭んで聖祖の大駕が南巡するに遇い、其の績を嘉せられ、太常少卿に陞りて、仍お府事を視る。賜るに「宣力南疆」の四字を以てす。内艱に値うも、在任守制を命ぜらる。⁽¹²⁾

地元の人間の自慢をするのが、地方志の人物傳の役割だから、褒め言葉をいちいち眞に受けるわけにはいかないが、少なくとも南巡に關する記事は、康熙四十四年、聖祖の第五次南巡の模様を記録した、無名氏の『聖祖五幸江南恭錄』によって確認できる。その中では太常少卿でなく、太僕寺卿とするが、同じ事實を指しているのだろう。第五次南巡の行宮として、おそらくは前年の冬から突貫工事で作られたと思われる御花園で授かった名譽である。⁽¹³⁾

(三月) 十二日、…：皇上は鈔關門を過ぎて、上船開行し、三塗河寶塔灣に抵りて船を泊す。衆鹽商は預め御花園行宮を備え、鹽院曹（寅）が聖駕の起鑾せんことを奏請す。皇太子、十三阿哥、宮眷と駐蹕し、演戲擺宴あり。揚州府知府左必蕃は官に居ること素と着しく優れたるに因りて、太僕寺卿に陞る。⁽¹⁴⁾

また「在任守制」を命じられたのは、閏四月二十六日である。ただ「宣力南疆」の四字については、記載が無い。縣志が参考文献の一つとして挙げた、羅天尺の『五山志林』では、「宣力南疆」という見出しを立てて、左必蕃を取り上げている(卷二)。ひき續いて縣志の記述を追って行くと、

尋いで特旨を奉じて京に還り、順天府丞に調せらる。文武兩闈に提調たりて、弊竇肅正す。右通政に遷り、光祿卿宗人府丞を歴て、副都御史に晉む。是の時湖廣總督郭琇は素と政聲有り。其の屬する所の知府許錫齡が黃梅の令李錦の虧空を掲報す。琇未だ察を加えずして、遽に委官摘印すれば、百姓城を閉ざして以て拒む。必蕃は琇を劾し、「既に前に失察し、復た後に彈壓すること能わざれば、總督の任に勝え難し」という。部議琇の職を革す。其の權責を避けざること此の如し。辛卯、試を江南に典^じる。

ところが、この記述は時間的に矛盾している。『清代職官年表』によって、左必蕃の任官時期を確かめると、右通政から光祿卿に遷ったのは康熙四十八年十月四日、翌年二月二十三日に宗人府丞、同年十二月十七日に左副都御史となり、五十年六月二十七日に正考官に任命されている。問題は副都御史在任中のエピソードとして引かれた郭琇彈劾の一件である。縣志の記述に従えば、これは康熙四十九年から五十年にかけての出來事と考えられるが、御史左必蕃が李錦の一件で郭琇を彈劾したのは、『清史稿』郭琇傳などが記すように、康熙四十年、つまり揚州府知府着任よりも早い。なぜこのような誤りが生じたのだろうか。「出でて揚州府に知たり」以前の縣志の記述は、

康熙辛酉(二十年)の舉人。蠡縣に除せられ、善政有り。丙子(三十五年)、北闈を分校し、甄拔して人を得たり。噶爾丹犯順するや、軍行の需むる所、咄嗟に立ちどころに辦す。大吏其の能を薦め、御史を行取して、南城を巡視^す。

郭琇彈劾は、こちらの「御史」時代の出來事なのである。『國朝御史題名』によれば、彼は康熙三十九年に山西道御史の地位にあった。『清史列傳』郭琇傳には、康熙四十年九月、「舊任御史」左必蕃によって彈劾されたと記す。こうしてみ

ると、縣志が大切なエピソードを入れ間違ってしまったことは明白だが、だからと言って、彼の硬骨漢ぶりが色褪せてしまふわけでもない。そこへこの事件である。曹寅の密摺から分かるように、左必蕃自身は不正に關與していない。しかし、最高責任者としての彼の面目は、揚州の祠堂と同じように丸つぶれであり、ひるがえって、そもそも最初から無能だったというような、假借ない批判に甘んじなくてはならなかった。それはある意味で、首謀者趙晉よりも低く見られることも知れない。悪知恵とて知恵のうち、能力がある證據なのだから。世評はおそらく次のような形に定着していったのだろう。

康熙辛卯、江南にては、左必蕃と趙晉が試事を典る。必蕃は廣東の舉人にして、素と文望無し。晉は則ち少年の鼎甲、任意に妄爲し、左を視ること木偶の如きなり。⁽¹⁾

さて李煦の報告に戻ろう。その中に、「財神を將て府學の明倫堂上に擡ぎ入れ」という一節がある。財神とは五路財神、蘇州の年中行事記である、顧祿の『清嘉錄』正月の「接路頭」には、

五日は、路頭神の誕辰たり。金籬爆竹あり、牲醴畢く陳ね、以て先を争つて利市を爲し、必ず早く起きて之れを迎う。之れを接路頭と謂う。⁽²⁾

と記す。顧祿の案語によれば、諸神が入り亂れるように祀られ、その由來は必ずしも定かではない。⁽³⁾ いずれにせよ、發財の神を學宮に擔ぎ込む行爲には、大いなる皮肉がこめられているのだろう。

(九月)二十四日、諸生千餘人咸く玄妙觀に集まり、廩生丁爾戩を推して之れが首と爲し、人をして五路財神像を昇いで府學に入らしむ。廣文敕諭あるも、従わず、之れを明倫堂に鎖し、争つて歌謠聯語を作りて以て之れを嘲り、俄頃にして市中に徧し。一聯の最も佳なる有り、聯に、「左邱明は眼有れども珠無く、趙子龍は渾身是れ膽」と云う。

或は紙を以て貢院の匾に糊し、貢院の二字を改めて、賣完と爲す。⁽⁴⁾

貢院は江寧にあるから、最後のエピソードは切り離して讀まねばなるまいが、それにしても「時計臺封鎖」さながらである。「歌謠」は、李煦の言う「黃鶯兒歌謠」にはかならない。「黃鶯兒」は詞曲の牌名で、『李煦奏摺』の注によれば、残念ながら見つかっていないが、幸いなことに前例がある。あるいはこれを意識していたのだろうか。順治十四年（一六五七）の、いわゆる順治丁酉江南科場案である。

『熙朝新語』に云う、順治丁酉江南鄉試は、人を得ること最も盛んなり。張玉書、馬世俊、陸燦、趙炳の如きは、皆一時の名士なり。題は「子貢曰貧而無諂」全章たり。外間の下第せる者、横しまに誹語を加え、黃鶯兒詞一首有りて、以て場務を譏諷して、云う、

命意は題中に在り、

貧士を輕んじ、

富翁を重んず。

詩に云う子曰くは全く無用、

切磋 工を缺き、

往來 通ずるを要す。

其れ斯れ之れを方能中と謂う。

諸公に告げん、

方人子貢は原と是れ貨殖の家風なり。

其の事上聞して、遂に大獄を興し、兩主考及び十八房官は、皆な重典に寘く。舉人は誅に伏するを除くの外、尙お二十餘人を革去す。

ともあれ真相は徹底的に究明されねばならない。左必蕃に續いて、十月二十二日には、江蘇巡撫張伯行（一六五一—一七二五）の上奏文が差し出され、十一月一日、次のような方針が示された。

禮部議覆す。「江南正主考副都御史左必蕃疏言するに、中式舉人吳泌等は、文義に通じざれば、外議沸騰す、請うらくは吳泌等を將て、或は提して京に至つて覆試せしめ、或は該督撫に交して傳遞關節有りや無しやを嚴審せしめよとあり。又た江蘇巡撫張伯行疏言するに、數百人有り、財神を擡擁して、直ちに學宮に入り、口に科場不公と稱す等の語あり。應に該督撫に行文し、舉人吳泌等を將て、速やかに行き京に解すべし。到れる日に旨を請いて覆試し、如し果たして文義通じざれば、即ちに情弊を將て嚴審究出して定擬せん」と。旨を得たり。「この事情は、張鵬翮に著して、江南江西總督、江蘇、安徽の巡撫と會同して、揚州地方に在りて、徹底して詳察し、嚴しく審明を加えて具奏せしめよ。左必蕃、趙晉は、俱に著して解任し、發往して質審せしめよ」と。

ところが、事態は思わぬ方向へ動いて行くのだ。まさしく迷走という言葉にふさわしい形で。

第二章 因 緣

張鵬翮（一六四九—一七二五）の揚州到着後、ただちに審理が進められるが、それにともなつて、この事件は複雑な相を呈し始める。李煦の密摺（康熙五十年十二月十二日付）は、次のように報告している。

竊におもえらく戸部尙書臣張鵬翮は、十一月二十七日に揚州に至り、現に科場の事務を察審するに在り。臣聞くならく審し得たるに新舉人程光奎は自ら文字を夾帶して入場するを認め、新舉人吳泌は自ら相權（人名）と連號して、文字を代做し、又た關節を買通するを認む。而して口供内に原安徽巡撫葉九思と、安徽布政使馬逸姿の家人軒三とが經

手せりと扱す。其の事尙お對質に在りて、未だ審明を経ず。又た蘇州にて財神を擡ぎたる生員丁毅宜等は、蘇州の新中舉人馬士龍、邵一珩、席珩、金聖基、徐宗軾等五人は、皆な不公に屬すと指稱すれば、蘇州に往き去きて人を提するも、未だ解到するを経ず。正主考左必蕃、副主考趙晉は、各おの自ら争辨するも、亦た未だ賄賣の實據を審出せず。臣煦は目下聞く所に據りて謹んで奏し、伏して聖鑒を乞う。

贈賄側、收賄側、そして仲介役というように、この種の事件には缺かせない役者たちが出揃い始めた。約一箇月後、李煦の密摺（康熙五十一年正月十六日付）は、その後の経過について、次のように報告している。

竊に聞くならく科場一案を會審して、審し得たるに舉人程光奎は素と副主考趙晉、山陽縣知縣方名と交わり好く、是を以て取中す。舉人吳泌の賄賣の情由に至つては、是れ兪式承が包攬し、員星若に托して過付す。員星若の初供に據れば、「安徽葉撫院は銀五千兩を得、江防葉同知は銀三千兩を得たり」と。後に又た供するに、「葉撫院見えず、因りて另に李奇に托す」と。即ちに李奇を審すれば、「金子十五錠を出だして、安徽藩司馬逸姿の家人軒三に交して收受せしむ」と供す。隨つて軒三を夾審するも、並びに承認の口詞無し。又た江寧縣知縣蘇燠の詳報に據れば、姚振宗出首して、「李奇の家中に現に金子を藏するに、軒三を誣頼す」といふ。知縣は即ちに李奇の家に到り、伊の妻杜氏に問いて、金子十五錠を取り出だし、金子並びに出首人を連れて大人に解して審訊せんとするも、尙お未だ完結せず。文中に見える「安徽葉撫院」は、康熙四十八年九月から五十年七月まで安徽巡撫を勤めた葉九思、「江防葉同知」は未詳、馬逸姿は康熙四十八年十月に安徽布政使に任ぜられた。李煦の密摺によれば、當面の問題は、軒三と李奇のうち、どちらの供述が信用できるかということになる。ところが、ここで意見は眞二つに分かれた。李煦の密摺は、すぐさま次のように續ける。

但だ目下紛紛として議論し、皆な「審事の各大人は意見合はず」と云う。稱すらく、「江蘇撫臣張伯行は心に多疑を

懷き、必ず金子を將て問いて軒三の身上に在らんと欲す。督臣噶禮、安徽撫臣梁世勳謂えらく、『従前李奇は金子を軒三に交與すと供するも、今又た李奇の家に在りて、他の妻子に問いて取り出だせば、妄扳に屬するに似たり』と。各おの一見を執りて、竟に和同せず。欽差戸部尙書臣張鵬翮も、亦た未だ定見有らず。而して督臣噶禮は將に十七日に淮安に赴き、別に公事有るに因りて、漕臣赫壽と會議せんとし、揚州に在りて會審せず」と。臣は目下聞く所に據りて謹んで奏し、伏して聖鑒を乞う。⁽²⁶⁾

張伯行と噶禮、梁世勳が鋭く對立し、「欽差」張鵬翮は事態を打開できぬまま、身動きが取れずにいる。こうした事件を迅速的確に處理してこそ、「欽差」の意義もあり、名宦の譽れも上がるはずなのだが、さて審理擔當の主役張鵬翮とは、どのような人物なのだろうか。その經歷を簡單に見ておきたい。

張鵬翮、字は運青、四川遂寧の人。康熙九年の進士、庶吉士に選ばれる。刑部主事に改まり、禮部郎中に累遷す。十九年、江南蘇州知府を授かるも、母憂に丁る。山東兗州知府に除せられ、卓異に擧げられて、河東鹽運使に擢せられ、通政參議に内遷して、兵部督捕副理事官に轉ず。内大臣索額圖等に従つて俄羅斯の界を勘定し、還りて大理寺少卿に遷せらる。二十八年、浙江巡撫を授かる。……尋いで兵部侍郎を授かり、江南學政を督す。三十六年、左都御史に遷る。三十七年、刑部尙書に遷り、江南江西總督を授かる。三十八年、上南巡するや、鵬翮に命じて扈從して京に入らしめ、朝服鞍馬弓矢を賜る。⁽²⁷⁾

康熙三十七年、張鵬翮が江南江西總督として江寧に赴任した時、曹寅はすでに江寧織造の地位にあった。また翌三十八年、聖祖の第三次南巡の際には、例によって織造府が行宮になっており、少なくとも公式の場において、張鵬翮と曹寅は顔見知りであったことは確認しておいた方がいいだろう。いや、たんに顔見知りというだけでは不十分で、場合によっては、織造が總督、巡撫と合同して政策の實行に當つた點に注意しなければなるまい。張鵬翮が「扈從入京」した直後の

ことであるが、たとえば曹寅は次のように報告している（五月二十六日付密摺）。

前月恭んで恩旨を膺け、臣寅に命じて明陵を監修せしむ。此れを欽めよとあり欽遵せよとあり。署總督臣陶岱が省に到りてより、巡撫臣宋犖、臣寅、以て在省の大小官員に及ぶを會同して踏勘し、現に工料を估計するに在り、江防同知臣丁易に遴委して管工せしめ、官吏の俸工銀兩内に於て動支して修補するを公議す。……署總督臣陶岱、巡撫臣宋犖が、臣寅を會同して紅本を具えて奏陳するを除くの外、臣寅は家奴に係れば、理として合に先んじて會議の情由を將て、具摺して奏聞すべし。

再び張鵬翮の經歷を追って行くと、康熙三十九年三月十日付で、彼は河道總督に任命される。以後、四十七年十月十三日に刑部尙書に遷るまで、聖祖の稱贊と譴責を交互に浴びながら、ともかく任務をまっとうした。彼の傳記において、おそらくもっとも生彩を放つ部分だろう。商鴻達の「康熙南巡與治理黃河」は、張鵬翮について、治水の才能という點では、靳輔（康熙十六年二月から二十七年三月まで河道總督）や、その幕賓の陳潢に及ばないが、聖祖の命令にはきわめて忠實であったと評する。もちろん、だからと言って、それですべてがうまくいくはずもない。治水事業において、現場の状況に即した適切な判断が何よりも重要なことは、明の萬恭（一五一五—一五九二）が『治水筌蹄』自序の中で、「郢書燕說」ではなく、「郢書郢說」だと強調する通りである。さらに技術的判斷に加えて政治的判斷も必要だろう。しかし、張鵬翮の場合、彭端淑「張文端公鵬翮傳」において、「嘗て疑獄を辨じて、權貴を避けず、人皆な之れを憚る」と記された剛直ぶりも、また聖祖から、「張鵬翮は河工に到ってより、在署の日甚だ少なし。毎日馬に乗りて隄岸を巡視し、勞苦を憚らず。朕深く之れを知る」と激賞された精勤ぶりも、パートナーに引きずられる形で、腰砕けになることがあった。

四十六年、上南巡して、擬する所の引河道を閲し、諭して曰く、「朕は清口より曹家廟に至るまで、地勢甚だ高く、標竿錯雜するを見る。此に依りて河を開かば、但に田産を壊すのみならず、抑も且つ塚墓を毀さん。鵬翮は讀書人な

るに、乃ち此の殘忍の事を爲さんとすれば、書を讀むは何の爲なるぞ」と。鵬翮を詰責し、鵬翮罪を謝す。上は議は阿山（四十五年十一月まで江南江西總督）の主とする所と爲り、鵬翮の意に非ざるを以て、太子太保を削り、官を奪うも、仍お任に留む。四十七年、黃、運、湖、河の修防平穩なるを以て、命じて官を復さしめ、並びに應追の帑銀を免す。尋いで刑部尙書に遷る。四十八年、戸部に調せらる。⁽³⁴⁾

もちろん、今回の科場案におけるもたつきの原因を、最初から張鵬翮の個人的資質に歸してしまふわけにはいかない。彼を立往生させるほどに深刻だった、噶禮と張伯行の不倶戴天の關係に目を向ける必要があるだろう。噶禮が江南江西總督に任命されたのは、康熙四十八年七月二十二日、對する張伯行が江蘇巡撫に任命されたのは、同年十一月十六日、噶禮によつて解任に追い込まれた于準の後を受けて、福建巡撫より轉じて來た。長い抗争の始まりである。——「督撫の不和は、人の共に知る所なり」⁽³⁵⁾。

噶禮は有能だが、權力を笠に着て横暴な振舞に及ぶことが多かった。

三十八年、山西巡撫を授かる。噶禮は官に當たつては勤敏にして能く事を治むるも、然れども貪ること甚だしく、吏を縦にして民を虐す。山西を撫すること數年、山西の民は堪える能わす⁽³⁶⁾。

といった具合である。江南江西總督に任命されると、すでに觸れた于準を始めとして、當地の高官たちを次々と失職させている。

噶禮の江南に至るや、益ます恣肆、累疏して江蘇巡撫于準、布政使宜思恭、按察使焦映漢を劾し、皆な坐して罷む。

知府陳鵬年は初め總督阿山の爲に劾せられて罷め、上復た命じて蘇州を守らしむ。宜思恭の罷むるに及んで、布政使に署せらる。鵬年は素と伉直にして、噶禮に忤う。噶禮は續けて宜思恭の虧帑を劾し、又た糧道賈樸が建關開河において皆な侵蝕する所有るを論じて、遂に鵬年の覈報不實に及び、鵬年復た坐して罷む。噶禮は復た鵬年の虎丘詩に怨

望ありと密疏するも、上爲に動かす。

江南布政使宜思恭が革職に追い込まれたのは、于準が江蘇巡撫を解任されたのと同じ日であり、江蘇按察使焦映漢が革職の處分を受けたのは、五十年十二月十一日だった。總督を補佐する立場にある巡撫、布政使、按察使が軒並み彈劾されていく事態に、江南の官界が恐慌を來さなかつたはずはない。しかし、これを噶禮の個人的專横と決めつけるわけにはいかない。そこにはもっと深刻な要因が存在したと見るべきだろう。比較的分かりやすい例として、『清史稿』張伯行傳の一節を引こう。

四十八年、江蘇巡撫に調せられ、淮揚徐三府の饑を賑う。會たま布政使宜思恭が司庫の虧空を以て總督噶禮の爲に劾せられて罷め、上は尙書張鵬翮を遣わして按治せしむ。陳鵬年は蘇州知府を以て布政使に署せられ、司庫にては三十萬を虧けば、官俸役食を分扣して抵補せんことを議し、伯行は噶禮に會題するを咨するも、應じず。伯行疏して上聞し、上は鵬翮に命じて並びに按ぜしむ。別に噶禮異議の狀を疏するに、上は廷臣に諭して曰く、「伯行の此の疏を覽て、噶禮と和せざるを知る。人臣たる者、當に國事を以て重しと爲すべし。朕は機務を綜理して五十年に垂んとするも、未だ嘗て一人をして其の私を逞しくするを得さしめず。此の疏は宜しく置きて問わざるべし」と。伯行は尋いで病を乞うも、上許さず。鵬翮は前任巡撫于準及び思恭に責めて十六萬を償わしめ、餘は官俸役食を以て抵補せんことを請う。上曰く、「江南の虧空錢糧は、官吏の侵蝕する所に非ず。朕が南巡したる時、督撫は肆意に挪用すれども敢えて言わず。若し新任官に責めて補償せしむれば、朕は心に實に忍びざる有り」と。南巡時の用款を察明して具奏せんことを命ず。伯行は又た各府州縣の無著錢糧十萬八千を疏奏し、上は併せて割免を予さるることを命ず。

噶禮の肩を持つ上諭が出されたのは、康熙四十九年閏七月十六日、張鵬翮を間に挟んだ噶禮と張伯行の前哨戦では、噶禮に軍配が上がった。この一件は、本題の科場案の伏線としても重要な位置を占めるが、ここで注意すべきは、「虧空」

と「南巡」の關係である。「虧空」を解消できない官吏を彈劾することは、聖祖の言葉を借りるなら、「國事を以て重しと爲す」という大義名分に支えられているから、そのこと自體に異を唱えることはできない。しかし、「虧空」を生み出した原因が度重なる「南巡」にあることは、誰の眼にも明らかだったし、聖祖自身も十分に承知していた。續けざまに出された上諭には、官吏の責任を問いつつも、一方で彼らのやる氣を失わせないように配慮するという、微妙なバランス感覚が滲み出ている。

(康熙四十九年十月二十二日癸未) 大學士九卿等に諭す。「江南の虧空錢糧につき、兩次張鵬翮に命じて察審せしむ。朕意うに地方には不肖の官有りて、錢糧を侵蝕すと雖も、未だ必ずしも多きこと數十萬兩には至らざらん。前に朕が南巡したる時、曾て諭旨有り、凡そ沿途に用いる所の物は、悉く内帑より出だして預め備え、未だ嘗て絲毫も諸れを官民に取らずと。督撫等の官は、朕が旨に遵わず、意を縦に那用して、以て虧空を致す。朕若し言わざれば、内外の諸臣、誰か敢えて言う者あらん。但だ彼の任事の人、離任せる者已に多し。若し因公那用等の項を將て、之れを新任官に責めて賠補せしむれば、朕は心に實に忍びざる有り」と。張鵬翮に問いて曰く、「爾江南に往きて此の事を訊問して、地方官に南巡に言及する者有るか」と。張鵬翮奏して曰く、「地方の官員、俸工を將て逐年扣除し、以て諸項の虧空を補わんことを願ひ、並びに未だ南巡の事に言及せず」と。上曰く、「俸工銀兩には限り有り。即え逐年扣補するも、亦た清理するに難し。且つ官に俸祿無く、役に工食無ければ、必ず私派して以て民を累わずに至る。爾の言う所に依れば、能く地方官が日後民を累わさざるを保たんや。朕が天下生民の爲に計って、各省の錢糧を蠲免すること、已に萬萬を逾えたり。此の四五十萬の銀を免じて、何の惜しむに足ること有らんや。爾等會議して具奏せよ」と。

閏七月の上諭とはほぼ同じ内容だと言えよう。一方的に官吏の責任を追及すれば、その尻拭いをさせられるのが一般民衆であることは、火を見るより明らかであり、だとすれば、寛大に不問に付す方が得策に決まっている。もちろん、四五十

萬で濟むかどうかは別問題だが……。五日後の上諭では、さらに細かい指摘に及ぶ。

(十月二十七日戊子) 大學士九卿等に諭して曰く、「前に張鵬翮に命じて江南の虧空を察審せしめ、曾て爾等に諭して査議せしめたるに、已に查明せるや否や。爾等の主意は若何」と。大學士等奏して曰く、「臣等尙お未だ商酌せず、未だ主見有らず」と。上曰く、「此の項の虧空は、因公那用と據稱するも、何の公事に係るかは、未だ明晰するを經ず」と。張鵬翮奏して曰く、「大槩は賑濟、平糶、以て修塘に及ぶ等の事の如し」と。上曰く、「朕は幾務を總理すること五十年に垂んとし、事の大小と無く、凡そ臣下が情隱すれば、灼知洞鑒せざる無し。朕屢次南巡し、地方官は予め繕夫を備え、橋梁を修理し、河道を開濬す。想うに皆な帑銀を借用するならん。原と陸續と補足するを冀うも、三次の南巡、期を爲すや相隔たること遠からず、且つ災荒を蠲免するに値いて、徵する所の錢糧は、數を爲すこと又た少なければ、填補及ばず、遂に虧空の此の如く多きを致す。爾等皆な之れを知るも敢えて言わざるなり」と。張鵬翮奏して曰く、「皇上屢次南巡したまいて、必ず大いに恩膏を百姓に沛にし、至る所の地、小民の懽欣鼓舞せざる無し。一切の供億に至っては、悉く内府の儲備に由り、従りて絲毫も民間に累及すること無し」と。上曰く、「即ち繕夫一項の如きも、需要既に多く、伺候日久しければ、勢い必ず口糧工價を給與せん。安くんぞ費無きを得んや。行宮を修造するに至っては、必然亦た帑銀を借用す。前者朕は溜淮套の工程を巡視す。彼處に至りて、舍宇三間有るを見る。此れ何の項を取用するに係るや」と。張鵬翮奏して曰く、「俸工銀兩の造る所に係る」と。上曰く、「俸工銀兩の造る所と云うと雖も、然れども必ず先に庫銀を借用し、後に方に抵補するならん。爾等豈に肯えて其の故を明言するや。今江南の虧空を合計するに、共に幾何有るか」と。張鵬翮奏して曰く、「約計するに共に五十餘萬兩なり。于準、宜思恭は、應に十六萬を賠すべく、其餘は俸工を將て抵補すれば、康熙五十三年に至って、補足す可し」と。上曰く、「三年の内、地方の官員は、或は陞遷し、或は調用せられ、或は革退し、或は亡故せん。以前の各官が那用せる虧空

なるに、後來者の俸を將て扣補するは、理に於て順ならず。朕は心に實に爲に忍びず。胥吏賤役に至っては、若し工食を給與せざれば、此の輩何の資生する所有らん、必ず民を累わすを致す。今部中にては一事に遇う毎に、輒ち議して地方官をして法を設けて料理せしむ。皆な美名を修飾するも、實は則ち地方に加派するなり」と。張鵬翮奏して曰く、「皇上聖明、微として照らさざる無し。百姓を養育する所以の者は、至って深く至って渥し」と。上曰く、「朕は但だ百姓の爲にするのみに非ず、亦た大小諸臣の爲に身家性命を保全するなり。朕が南巡したる時、龍潭地方に行宮を建造すと聞き、民を累わすを致すことを恐れ、曾て總督阿山に諭して、其れをして拆毀せしむ。他處の行宮を建造するに至っては、朕皆な未だ之れを知らざるなり。之れを總ずるに此の民を累わすを欲せざるの念は、以て自ら信ず可く、亦た信を天下後世に見す可し。朕は歷年天下の錢糧を蠲免して、數萬萬兩有餘に至る。今此の項の虧空は、若し補墊せしむれば、亦た多しと爲さざるも、然れども豈に此れを以て地方を累わさんや。款項を查明するに至っては、亦た難事に非ず。錢糧冊籍は、皆な考う可き有り。地方官は因公那用の名を借りて、盈千累百、人に餽送す。若し嚴訊を加えれば、隱情畢く露われざる無し。朕が意は槩ね寬典に従いて、更に深く求めず。今海宇昇平、國用充足、朕躬ら節儉を行い、宮中の用度は、甚だ省約を爲す。計るに明朝一日の用は、朕が一月の需を供するに足らん。今即ち數次の巡幸に因りて、錢糧四五十萬を用いるも、亦た過ぎたると爲さず。明後年天下の錢糧は、次を以て盡く蠲免を行わん。若し此の虧空の項を留めて、以て官民の累と爲さば、甚だ朕が寬仁愛養、嘉興維新の至意に非ず。爾等公同詳議して具奏す可し」と。

いかにも皇帝らしい語り口である。その一箇月半後、改めて「虧空」の問題が取り上げられた。

(十二月十日庚子) 上は大學士九卿等に問いて曰く、「張鵬翮審する所の江南の虧空一案、爾等議する所は若何」と。大學士等奏して曰く、「臣等は督撫に行文して、徹底して清查せしめんことを議す」と。上曰く、「查を行うは誠に是

なり。但だ虧空の由は、皆な南巡の費用の致す所に因る。若し聲明せざれば、反つて宜しからざるに屬す。朕の巡幸は、原と以て民の爲なること、隱諱するを庸いる無し。即ち帑百萬を用いるも、亦た當に然るべき所なり。著して朕が諭旨を將て、全て抄録を行わしめ、該督撫に行して、南巡時に用いる所の數目を査せしめよ。但だ其の大略を擧げしむるのみ。俸工にて扣補するに至つては、三年の内、全完す可しと雖も、然れども必ず累を百姓に派するに至れば、斷じて行方を允さず」と。⁽⁴⁾

聖祖が「嚴訊を加え」ることなく、言わば自然治癒を期待していたことは、その「耳目」である曹寅や李煦の密摺に對する硃批に、典型的に現れている。

風聞するに庫帑の虧空は甚だ多しと。却て爾等が何の法を作して補完するかを知らず。留心、留心、留心、留心、留心。(康熙四十九年八月二日付李煦密摺に對する硃批)⁽⁴⁾

兩淮は情弊多端、虧空甚だ多し。必ず法を設けて補完するを要す。任内無事にして方に好し、疏忽す可からず。千萬小心、小心、小心、小心。(九月二日付曹寅密摺に對する硃批)⁽⁴⁾

毎に聞く兩淮の虧空は甚だ是れ利害なると。爾等十分に留心せよ。後來衆人の笑罵を被り、罪を子弟に遺せば、都て想到するを要して方に好し。(九月十一日付李煦密摺に對する硃批)⁽⁴⁾

兩淮の虧空は近日補完す可べきや否や。(五十年二月三日付曹寅密摺に對する硃批)⁽⁴⁾

虧空太多きは、甚だ關係有り。十分に留心せよ。還た未だ後來の如何なるかを知らざれば、看ること軽くするなから。(三月九日付曹寅密摺に對する硃批)⁽⁴⁾

曹寅や李煦の場合、叩けば埃が出るところの騒ぎではないから、噶禮も當然目をつけていた。『康熙起居注』五十三年八月十二日の條に、

是れより先、總督噶禮奏稱して、曹寅、李煦が兩淮の鹽課銀三百萬兩を虧欠するを參せんと欲するも、朕姑く之れを止む。査するに伊が課銀を虧欠する處は、三百萬兩に至らず、其の缺は一百八十餘萬兩是れ眞なり。

とあるのは、おそらく康熙四十九年頃のことだろう。聖祖の強力な庇護を得て、公稱百八十萬兩餘りの虧空を抱えた曹寅、李煦は、何とか持ちこたえることができた。しかし、彼らはむしろ例外中の例外だと言える。「虧空」に神経をとがらせる政治的狀況の中で、「虧空」によつて彈劾されるのは、不利なことこの上ない。しかも度重なる南巡のおかげで、その氣になれば證據はいくらでも轉がっているのだから、始末に負えない。さらに噶禮の貪欲さが、火に油を注ぐことになる。張伯行の墓誌銘の中で、張廷玉（一六七二—一七五五）が、

己丑（康熙四十八年）、鎮を蘇州に移す。制府噶禮と事を議しては、輒ち齟齬す。制府は大吏たること數十年、羽翼多く、性は鷲鷲、意の可とせざる所、必ず巧みに構えて陰かに中るに禍を以てす。此れを用て衆は敢えて其の鋒に櫻るること莫し。

と記すように、江南の官界は一種張りつめた雰圍氣に包まれていたのだろう。そこへ今度の科場案が持ち上がり、馬逸姿の家人軒三が、仲介者として浮かんで來た。馬逸姿は噶禮の「羽翼」である。軒三は無關係だと主張することで、先に引いた『制義叢話』にも見られるように、噶禮自身の疑惑がいつまでも取沙汰される結果となった。張伯行は一氣に決着を圖ろうとする。

第三章 激 突

康熙五十一年正月、「審事の各大人は意見合わず」と報告した李煦の密摺と、ほぼ時を同じくして、張伯行と噶禮は、

お互いに相手を弾劾する上奏文を差し出した。まず張伯行の主張するところによれば、

督臣噶禮は履任より後、所轄の兩省の文武屬官の、逢迎趨附する者は、穢跡昭彰たりと雖も、亦た荒を包み垢を藏す可く、正しきを守りて阿らざる者は、廉聲素と著しと雖も、毛を吹いて疵を索むるを免れ難し。此れ久しく睿照の中に在れば、臣が再び瀆贅を爲すを庸いること無からん。最も異とす可きは、今科の郷試にて、盛んに總督が監臨提調と通同して、舉人を攬賣すと傳え、後に迫んで取中すること公ならざれば、正主考左必蕃の疏中に「或は督臣に發して嚴審せしめよ」の語有り。又た風聞するに總督は銀五十萬兩を要めて、伊等の無事を保全せんとすと。揚州にて會審するに及び、既に副主考趙晉と程光奎が關節を交通するの實情を得たり。旋いで安徽布政使馬逸姿の書役家人が吳泌の行賄を供證するを爲すを得たれば、督臣震怒し、輒ち夾脛箝口せしむ。臣謂えらく此れ或は是れ實話なれば、當に細かく研究を加えるべく、若し氣を動かして説くを許さざれば、將に其の假話を説くを許さんとするやと。督臣始めて夾を鬆ましむるも、即ちに停審して散去す。制科有りてより以來、従りて未だ賄賂公行し、名器を濫觴すること是の科の如く甚だしき者を聞かず。督臣は省城に駐節して、素と明察を矜るに、豈に委して知らずと爲すを得んや。曾て尙書張鵬翮に向かつて「今科の舉人は一大半が是れ買いしもの、説うならく是れ副主考が賣りしものなり」と云う。已に之れを知ること最も詳しく且つ確かなるに似たるに、即ちに實に據りて入告せざれば、則ち督臣必ず敢えて明言せざるの隱有り、其の弊は獨り副主考にのみ在らざること明らかなり。旨の「徹底して詳察せよ」とあるを奉ずるも、必ず肯えて詳察せず、旨の「嚴しく審明を加えよ」とあるを奉ずるも、必ず審明するを欲せず。其の前に監臨提調と通同して舉人を攬賣し、後に銀五十萬兩を要めて無事を保全せんとするは、無稽の論に非ず。況んや監生の郷試は、例として學臣に由りて録科送試して、以て頂替を防ぐ。乃ち程光奎は兩淮の巨商を以て、蘇州府の籍を頂冒し、逕ちに督臣の大收に由りて郷場に送入せられ、其の私を營み法を壞すこと、更に彰明較著たり。通同して弊を作す人

を以て、同じく旨を奉じて察審する人と爲せば、眞情何に由りてか出づるを得んや。故に督臣震怒の後、要犯は未だ一名も提せず、確供は未だ一句も得ず。尙書張鵬翮は其の子張懋誠が現に懷寧縣知縣に任ぜられ、安徽の所屬に係り、總督之れを挾制するを得るに因りて、陷害に遭うを恐れ、亦た瞻顧掣肘せざる能わず。督臣竟に皇上の隆恩に忍負して、擅に威福を作し、官を賣り法を賣り、復た舉人を賣れば、惡貫滿盈、貪殘暴横と謂う可し。聖明の洞鑒を逃れ難く、豈に久しく毒害を流すを容れんや。祇だ權勢赫奕たるに縁りて、敢えて其の鋒に攫れて以て禍をかうもの莫し。仰ぎ祈うに敕令して解任し、一に併せて發審し、舞弊の人をして、憑借する所を失わしめ、承審の官をして、亦た瞻顧すること無からしめよ。庶わくは眞情出づるを得、國法伸ばすを得ん。

皮肉をこめて、「素と明察を矜る」と言い、ここぞとばかりに、「惡貫滿盈、貪殘暴横」と罵れば、少しは痛快な氣分に浸れるかも知れないが、肝腎の彈劾の理由が「風聞」に止まり、直接の證據を示せないのは、いかにも弱い感じがする。また業を煮やしたのか、張鵬翮についても、息子の後難を恐れて弱腰だと非難している。張伯行にとって、張鵬翮は、儀封の城北には舊と隄有り。三十八年六月、大いに雨ふりて、潰ゆ。伯行は民を募つて囊土もて之れを塞ぐ。河道總督張鵬翮は河に行きて、河務を理するに堪えたりと疏薦す。

という恩人のだが、この際そうしたことには構っていられたかつたらしい。一方、科場案で守りに回つた噶禮は、まずは張伯行の失策をあれこれ並べ立て、彼が無能であるという印象を撒き散らした上で、科場案についても應酬した。

撫臣張伯行は前冬に船を上海の港内に泊め、臣を止めて必ずしも出洋せざらしむ。臣が従わざるを恨みて、怒を臣の爲に舵工を僱募せる船埠に遷し、陥るるに賊に通じて牽連するを以てして監斃せしむ。其の旨に違いて逗遛し、私を挾みて斃命せしむるは、罪一なり。上海知縣許士貞は良を誣して盜と爲すも、伯行は同窗好友に與するに因りて、始終袒護し、無辜を淹禁して、久しく省釋せざるは、罪二なり。臣は所屬に嚴飭して力めて保甲を行い、匪類を稽察せし

むるに、伯行は陳鵬年とともに臣が富戸を査すと揚言して、竟に寝めて行わず、以て盜賊の充斥するを致す。鎮江府同知施世驊は盜首を緝獲するも、伯行は陰かに陳鵬年に囑して究贓するを行わず、獄に在るを斃するを致し、反つて施世驊は良を誣すと參す。其の盜を縦にして民に殃するは、罪三なり。蘇松道臧大受所屬の被盜七案は、皆な大受は公に由りて境を出つと捏稱し、處分を免れんことを冀う。其の私に徇いて弊を作すは、罪四なり。蘇松の糧船運誤して、旨の「明白に回奏せよ」とあるを奉ずるに、伯行が詞を飾りて欺誑するは、罪五なり。刑部は戴名世案内にて『南山集』序を作りたる進士方苞を行提せんとするに、向に伯行の好友に係れば、竟に一官一役すら差して提拿せず。且つ『南山集』の刻板は、方苞が收藏し、蘇州の書肆にて三千餘部を印行したれば、伯行豈に諱みて知らずと曰うを得んや。乃ち並びに追問せず。其の背恩の黨たること、罪六なり。命盜の案件は蘇松等の處にて最も繁なるに、伯行は専ら賣書著書を以て事と爲し、性は猜忌多く、心は更に糊塗、溷行翻駁して、清理する能わず。兼ぬるに濫りに詞狀を准して、拖累株連し、屢しば嚴諭を奉じて申飭せらるるも、恬として改むるを知らず。其の旨に違いて民を病むは、罪七なり。更に怪しむ可きは、科場にて弊を作し、旨を奉じて會審するに、臣が口を開きて一たび案犯に問えば、伯行は輒ち此の如く大聲すべからずと謂い、又た此の如く審問すべからずと謂う。臣は較論して體を失うを恐れ、因りて口を緘し舌を結ぶこと、幾ど四旬に及ぶ。乃ち伯行は遂に陰謀誣陷するに、舉人を私賣して銀五十萬兩を得たるを以てし、臣の名節を汚せば、臣は實に與に俱に生き難し。果たして絲毫の情弊有らば、當に即ちに斧鑕に伏すべきも、如し伯行が一つの説事過付の見證を指出する能わざれば、則ち奸を逞しくして誣陷すること也も、亦た國法を逃れ難し。

第一の罪は、康熙四十九年十二月、噶禮が鎮海將軍馬三奇とともに吳淞口から海賊討伐に出た際、臆病風に吹かれて港に残った張伯行は、耻をかかされたと八つ當たりし、噶禮の爲に水夫を手配してくれた人物を死に至らしめたというものである。この人物は張元隆といい、のちに再び張伯行の進退に關係することになる。もっとも人目を惹くのは、第六の罪

だろう。清代文字獄の代表例の一つであるこの事件は、康熙五十年十月十二日、つまり本稿冒頭に引いた左必蕃の上奏文が差し出された三日後に、左都御史趙申喬の告發によって表面化した。わずかに三箇月しか経過していない時点で、どういふ形にせよ、こんな事件に絡めて弾劾されてはたまらない。「必ず巧みに構えて陰かに中るに禍を以てす」とは、こうした方法を指すのだろうか。具體例を示さない最後の罪は、學問に氣を取られて行政の方はおろそか、事務處理能力ゼロの陰濕な人間だという、まとめのような言い方である。しかし、のちに孔子廟に從祠される「大先生」張伯行の痛い所を突いているようだ。⁽⁵³⁾ 實は聖祖も、「巡撫は無能、専門に書を著して事と爲す」と評したことがあるのだから。もっとも、これによって張伯行を單なる軟弱者と速断してはいけない。眞偽はともかく、次のようなエピソードも残っている。

清恪（張伯行）は噶と對簿し畢りて、門を出で、以て相争いて相毆る。噶の軀は雄壯、清恪も亦た魁梧なり。噶は勝つ能わず、清恪の踢する所と爲り、地に踏れて滾がる。⁽⁵⁴⁾

それはさておき、二月四日、聖祖は雙方を解任し、總督は江西巡撫の郎廷極に、巡撫の方は浙江巡撫の王度昭に代行させた上で、次のような判断を示した。

九卿等に諭す。「噶禮、張伯行互參の一案、噶禮は辦事の才あり、心を用いて賊盜を緝拏するも、然れども其の操守は則ち保つ可からず。張伯行は爲人老成、操守廉潔なるも、然れども盜が伊の衙門附近の人家を劫したるすら、尙お査拏する能わず。噶禮は曾て原任知府陳鵬年を參す。陳鵬年は官に居りて善なりと雖も、乃ち一膽大强悍の人なり。噶禮、張伯行が互いに相睦まざるは、皆な陳鵬年が慫慂して致す所なり。張伯行の參疏に據れば、噶禮は銀五十萬兩を得たりと云う。未だ必ずしも全て實ならざるも、亦た未だ必ずしも全て虚ならず。即ち噶禮參する所の張伯行の事も、亦た必ず兩三款の是れ實なる有らん。海賊一案に至っては、江南、浙江、福建三省の督撫に命じて前往せしめたるに、乃ち皆な畏懼して推委す。惟だ噶禮のみ盡山、花鳥に至って、賊盜を緝拏し、此れに因りて各省の督撫は甚だ噶禮を

怨む。此の案は察審すること實に難し。若し滿大臣に命じて審せしむれば、則ち以て滿洲を徇庇すると爲し、若し漢大臣に命じて審せしむれば、則ち以て漢人を徇庇すると爲す。張伯行が題參疏内にて張鵬翮に連及するに至っては、此の事を審理する時、張鵬翮をして廻避せしめんと意欲すればなり。故に朕は仍お張鵬翮をして前往して、公に従つて審理せしむ⁽³⁵⁾。

きわめて簡單に言つてしまえば、多少の事には目をつむつても實力派官僚を取るか、荒業は期待できないけれども身綺麗な書齋派官僚を取るか、ということだろう⁽³⁶⁾。そこに滿人漢人の問題が絡んで来る。「未だ必ずしも全て實ならざるも、亦た未だ必ずしも全て虚ならず」として、結論を先送りした形になったのは、科場案の真相究明も一向に進んでいないし、より高度な政治的見地からしても、まだまだ判斷材料に乏しかったためだと思われる。それゆえ、二人の「耳目」の活動が忙しくなってきた。李煦の密摺（康熙五十一年二月十九日付）は、次のように報告する。

臣打聽し得たるに、南方の衆論は、皆な云いて、「總督は舉人を賣るの事有る沒し。撫院は心性多疑、又た總督が竟に科場もて彼を參したるを恨む。如今兩人は都て解任せられたり。但だ是れ撫院は清官に係ると雖も、事に決斷無く、其の實人は拖累せらるること多し。總督もまた並びに曾て錢を要めず、事を辦じて勤敏なれば、極めて民心を得、地方に於て有益なり」等の語あり。南方の衆論此の如ければ、謹んで旨に遵いて奏聞す。再びすらく、江寧、鎮江、揚州等の府の百姓は、督臣噶禮の爲に罷市し、紛紛として臣の衙門に赴きて留任を題請せんことを求む。臣未だ敢えて擅に具疏を行わず。理として合に一に併せて奏明すべし。伏して聖鑒を乞う⁽³⁸⁾。

噶禮の方が壓倒的に優勢である。二月二十四日付の密摺が、さらに後押しする。

竊におもえらく江寧、鎮江、揚州等の府の百姓は、督臣噶禮が解任せらると聞き、二月十八、十九等の日に、連日罷市せり。先には則ち臣の衙門に赴きて具呈して留任を題請せんことを求め、二月二十二日に至つて、督臣の委官が江

西撫臣の衙門に送印するに及んで、豈に知らんや兵民竟に城門を將て閉ざせり、送去するを容れず。委官に由りて倣主せず、衆人竟に印信を將て捧じて安徽撫臣梁世勳の公館に赴くも、撫臣偶たま足疾を患うに因りて、他們を見る能わず。又た捧じて臣の衙門に至って稟稱し、「暫く印を留下せられ、萬歲爺に飛奏して、總督の原任を復するを請わんことを求む」等の語あり。臣説う、「皇上の你們兵民を愛すること、赤子を保つが如く、所以に總督に特簡して江南に到り來らしむるものなり。目下督撫が互參するに因り、是を以て解任して審を候つ。審明の日には、皇上聖明、自ら乾斷有れば、爾等必ずしも此の如くせざれ」と。再三曉諭し、衆兵民は方に漸く行きて散去す。次日に至って始めて委官が城を出で、印を將て江西に送往すると聽き、衆兵民は仍お督臣の公館の大門を將て、木石を用いて堵塞し、出で來るを容れず。兵民の情形は、甚だ皇皇たり。撫臣の印信に至っては、亦た二月二十四日に浙江に送往す。理として合に奏聞すべし。伏して聖鑒を乞う。

いやはや噶禮の人氣はたいしたものではないか。こうなれば、相手方の様子だって氣になる。聖祖とて同じこと、殊批に言う。

知道せり。張伯行は此の光景を見て、甚麼と説うや。張鵬翮は如何せるや。

聖祖の問いに答える形で、三月二十六日付の密摺は、次のように報告している。

臣打聽し得たるに、前日百姓は噶禮が解任せられし爲に、紛紛として罷市し、印信が城を出づるを放さず、保留を題請せんことを哀求す。張伯行は此の光景を見て、「這些の百姓は都て總督に偏爲せり」と説いて、覺し得て不平の意思有り。後來街上に也た巡撫德政の歌謠を貼り、また有些の人が各衙門に赴きて保留の呈子を投遞す。張鵬翮が舉人吳泌、程光奎兩人を審訊するに至っては、其の賚縁賄買の情弊、仍お未だ決斷せず。今物議して云うに、「大人の胸中必ず瞻顧する有り、所以に游移して決せず。事審して三月有餘なるに、茫として頭緒無く、通省の督、撫、司、道、

府、縣は、逗留して場に在り、回り去きて政務を料理する能わず」等の語あり。⁽⁶⁾

自分の不人氣にショックを受けてヒステリー氣味の張伯行とか、周圍の雰圍氣もきちんと計算に入れ、處分そのものより、處分のもたらす影響に氣を揉んで、必死になって落とし所を探る張鵬翮の姿を思い浮かべればいいのだろうか。いずれにしても噶禮の樂勝は間違いないように見える。しかし、それはあくまで李煦の報告に基づけば、という條件での話である。もう一人の「耳目」曹寅が送った情報は、ちょっと、いや、かなりニュアンスを異にする。審理の經過も詳しく述べる、彼の「冷やか」な報告を聞こう（三月二十七日付）。

謹んで奏すらく、臣は二月二十六日に揚州に至つてより、今に迄るまで一月、臣は留心して張鵬翮と赫壽が審する所の吳泌、程光奎の事を打聽す。吳泌の買擧は、只だ李奇夫妻の金子の下落を追問するのみにて、意は李奇が木鐘を撞く（騙し取る）に就きて、以て吳泌の事を結せんとするに在り。程光奎は只だ夾帶を認むるのみ、以て程光奎の事を結せんとす。左必蕃、趙晉の二人及び房考に至つては、俱に未だ細問せず。衆論以爲えらく、「張鵬翮は外には則ち總督撫院を調停して此の案を了結せんとするも、本意は則ち主考、房考を重傷して、以て科甲微倖の路を塞ぐことを欲せず」と。赫壽も亦た可否を因循して、以て成敗を觀る。總督噶禮は實に賣擧を包攬する事無きも、葉九思を護庇する事、或は之れ有らん。解任の後、人衆の保留有りと雖も、皆な以下官吏が粉飾曲全して、殊に眞に之れを愛戴する者無し。巡撫張伯行は實に糧道（賈樸）參處せらるるに因りて、自己も亦た註誤調用せられ、封印の際に當たりて、預め京信を聞き、兩下紛争して、以て此の疏有り、噶禮の仇を復さんと欲して、亦た科場持公の爲に起見するに非ざるなり。解任の後、亦た人衆の保留有るも、率ね秀才多く、亦た皆な以下官吏が粉飾曲全して、殊に眞に之れを愛戴する者無し。⁽⁶⁾

とにかく事を荒立てたくない張鵬翮は、言うなれば「とかげのしっぽ切り」で決着させようとしているわけだ。何とも

痛烈なのは、噶禮の留任を求める者も、張伯行の留任を求める者も、いずれも動員されてやっているに過ぎず、「殊に眞に之れを愛戴する者無し」と斷定したことだろう。雙方の派手な示威行動を、單なる見せかけとして一蹴する曹寅の口ぶりには、「耳目」の面目躍如たるものがある。李果は「儀徵江亭記」（『在亭叢稿』卷八）の中で、「曹は明察を以てし、李は寛和を以てす」と言うが、ここにも兩者の性格の相違が現われているのかも知れない。この密摺には續きがあつて、少しも容赦しない。

衆人議論して、皆な云う、「江南の百姓は天恩を蒙りて視ること赤子の如く、屢しば錢糧を免ぜられ、時に撫恤を加えらるるに、督撫二臣は聖衷を體して、安靜に保護せず、徒らに虚名を博して、各おの己私を爲し、互いに朋黨を起こして、殊に大臣の體無し。張鵬翮は身は大臣と爲り、理として宜しく秉公持正、力めて是非を決すべきに、反つて主考、房考に周旋し、兩造に曲全して、時日を遷延し、私無きこと能わず。去年より今に至るまで、已に四月を経たるに、毎日吊して單審を開くも、並びに對口せず、並びに程光奎の事を再問せず、只だ吳泌の一案を審するのみにて、並びに主考、房考に如何なる字眼の關節たるかを問わず、只だ原との出首と撞鐘の人に問うのみ。目下聞くに光棍李奇は審鞫の際に當たつて、頗る放肆の語多く、謂うならく衆人合謀して、金子を將て彼を誣陷し、以て安撫藩司（葉九思、馬逸姿）を脱せしめ、無辜に蔓延して、總じて斷決無しと。兩江の官吏は、俱に揚州に集まりて聽審す。地方遼闊、數月の久しきは、未だ必ずしも事宜を悞らざるばあらず。又た蘇州買擧の事は、尙お未だ審録せず、馬逸姿が人命を承審せる一案も、亦た尙お未だ審録せず。此の如く遅延すれば、必ず秋冬に至つて方に能く完結せん」と。平を持する者は衆論此の如し。其の噶禮の爲にし張伯行の爲にする者は、各おの言いて各おの是なれば、臣は敢えて聽信せず。謹んで地方の實在の情形に據り、採擇して上聞す。

張鵬翮の氣配りが、かえつて仇となり、審理が何もかも中途半端ですつきりしない所へ、自殺者まで現れて、混亂にい

つそう拍車がかかってしまふ。李煦の密摺（四月二十二日付）によると、

科場一案は、句容縣知縣王曰俞の供に據れば、「吳泌の卷子は、是れ涇縣知縣陳天立が我に囑托して、『卷子内に「其實有」の三個の字の關節有り、你は他を薦めよ』と説い、所以に中れり」と。因りて陳天立を提到して揚州に在りて審を候つに、忽として四月十五日夜に于て、天立自縊して身は死す。今審事の大人張鵬翮、赫壽は、現に安徽撫臣梁世勳をして地方官を行かしめ、滅口致死の情弊有りや無しやを確查するに在り。⁽⁶⁵⁾

五月三日付とされる曹寅の密摺は、陳天立の自殺について、次のように報告する。

意わざりき本月（四月）十六日五更、涇縣知縣陳天立自縊して身故せり。陳天立は乃ち句容縣（王曰俞）が「其實有」の三字を以て來りて吳泌の卷子を査すと供出するの人なり。張伯行の原參疏内に其の弊跡を著すに、今忽然として自縊して身故すれば、物議して以て或は身亡を逼勒して、以て滅口を圖ること有りと爲す。細訪するに涇縣の陳天立は、三日前の審事にて、句容縣知縣を刑訊するを見るに因りて、反招して前語を認めず、當夜唐に回りて、即ちに自縊を行えり。看守官通判有りて當時に救下し、次日即ちに張鵬翮、赫壽に稟明す。彼の時看守官に吩咐して、「他は人を嚇すに過ぎず、他を理するを要せず、好く好く看守せよ」等の語あり。第三日五更に至つて、即ち床上に在りて自縊して亡くなる。聞くなり張鵬翮、赫壽は已に安徽巡撫に行文して、其れをして自縊の原由を細問せしむ。陳天立の家屬の報稱に據れば、病發するに係るに因りて自縊する者なり。連日門を關して商議するも未だ定まらず。⁽⁶⁶⁾

口封じの疑惑が生じるのは無理もない。また「他は人を嚇すに過ぎず」という氣樂な言葉が、張鵬翮らの失態を印象づけることは明らかである。別に訴えのあつた蘇州の舉人たちについても、審理は進んでいないような状態である。曹寅の密摺は、續けて次のように言う。

蘇州の舉人は已に覆試を経たり。聞くなり舉人席玠は覆試の文字と科場の原卷とが筆跡對せず、席玠は已に夾帶を

供認し、鎖禁せらる。其の餘の四人は江都縣に發して看守せしむるも、亦た未だ定斷せず。⁽⁸⁾

發端の科場案よりもやっかいな、張伯行と噶禮の「互參」も、「各人自ら口供を寫し、兩邊俱に未だ見面せず」という状態で、先が見えて來ない。しかも、五月六日には、噶禮に追い落とされた原任江蘇布政使宜思恭が、「總督噶禮等が銀兩を需索して、以て虧空を致す」と訴え、その審理も張鵬翮に委ねられることとなった（『聖祖實錄』卷二五〇）。こうなれば、もつれきつた糸はひきちぎって逃げ出すしかない。いつどのような結論を出し、それはどのような反響を呼んだのだろうか。曹寅の密摺によれば、

謹んで奏すらく、張鵬翮、赫壽、梁世勳審する所の科場の事を探り得たるに、賄買の舉人吳泌及び光棍李奇等は、俱に絞罪に擬す。夾帶の舉人程光奎、並びに主考趙晉、房考方名、王曰兪、及び藩司馬逸姿の家人軒三等は、俱に兪妻流三千里に擬して軍と爲す。正主考左必蕃は、先に問徒に擬し、今は革職に擬す。但だ主考、房考は、始終曾て嚴問を受けず、亦た通同の字眼及び受賄の口供を得ず。従前延緩するは、原と主考、房考の罪を出脱せんと欲す。想うに外論紛紛たるに因り、故に期に臨んで商量して、「揆此（此れを揆るに）」を以て改めて此の罪に入る。外邊の人又た議論して以爲えらく、「如し主考、房考、賄賣事眞なれば、罪は此の如き輕きものに止まらず、如し賄賣の情弊無ければ、罪は宜しく此の如き重きものにすべからず。即ち藩司馬逸姿の家人軒三も、如し果たして賁縁賄賣すれば、亦た應に重擬すべく、如し賁縁の情弊無ければ、即ち應に無罪なるべきに、何を以てか一概に混擬し、糊塗して事を了らんとするや。未だ人心の服さざるを免れず」と。之れを總するに張鵬翮の意は、肯えて明審して以て面目を破らず、留めて日後告覆の地と爲すなり。其の蘇州の舉人席玠は、夾帶に係ると審し、舉人を革去して枷責し、馬士龍は舉人を革去して無罪、其の餘の三人は仍お會試を准す。但だ席玠と程光奎は均しく夾帶を認むるに、一は則ち擬流、一は則ち枷責、事同じくして罪異なるは、何の意なるかを知らず。⁽⁹⁾

周囲の批判を氣にして、「面目を破らず」という當初の目標を貫徹できず、説得力のない腰砕けの處分を發表すれば、ますます評判を下げるだけだろう。揚州の人々の反應は、李煦の密摺にも取り上げられている。曹寅の報告は、次のように續く。

又た督撫互參の一案、總督噶禮は問降一級留任、巡撫張伯行は革職問徒なれば、外論は「此の二人は均しく不平有るに、降革一ならず」と謂う。又た沈必耀の命案は、只だ臬司焦映漢の原審に照らして、略ぼ一二を更改し、即ちに罪を定むるを行いて、並びに未だ細問せず。聞くならく此の案も亦た未だ妥ならざる有りて、人心悅服する能わず。張鵬翮は日子太だ久しきに因りて、故に數案を將て潦草に了局す。總漕赫壽は其の再一研審し、務めて實供を得んことを勸むるも、張鵬翮は允さず、已に本月（五月）二十日に于て拜本し起身して福建に事を審するに往き去けり。此の如き大案、審すること整半年なるに、並びに未だ眞情を審出せず、「揆此」の二字を以て案を結したれば、此番張鵬翮は江南に在りて聲名大いに損じ、人人は其の糊塗徇私を説う。安徽巡撫梁世勳は張伯行言有るに因りて、總じて未だ同審せず、毎日公館に在りて靜坐して病を養い、本稿成る時に于て始めて去きて一たび會し、已に江寧に回りにて審を執る。^(四)

五月二十日、張鵬翮はどうかこうにか「拜本」、つまり奏本を奉るところまでこぎつけた。一方、本章で見てきたように、曹寅や李煦の密摺によって、聖祖は審議の内幕を十分承知している。全體として寛大、また噶禮と張伯行について言えば、前者に有利な處分は、はたして聖祖を満足させることができるだろうか。六月五日、上諭が下された。

第四章 逆 轉

聖祖の反應は厳しかった。まず噶禮と張伯行の「互參」について、審理の不徹底を指彈する。

張伯行が噶禮は銀五十萬兩を索むと參するは、情虛に屬すと審す。江南一省の舉人、能く幾何有らん。縦え盡く賄買を行ふも、亦た此の數に至る能わず。噶禮若し賊を受くれば、即ち五萬なるも亦た當に之れを重典に置くべし。噶禮は原と清虛の官に非ず。但だ地方に在りては、亦た力を效す處有り。張鵬翮等は噶禮が張伯行を參するを審して、並びに未だ一款を審出せず。張伯行が原と噶禮を參する内に、國家に干係する語有るも、亦た未だ訊明審出せず。兩邊の爲に掩飾和解し、瞻徇して議を定むるに似たり。大臣が互いに相參劾するは、豈に徹底して審明せざる可けんや。乃ち兩面調停して、草率に完結す。況んや督撫等は、凡そ事故に遇いて初めて參する時、率ね其の事を張大し、極大の詞を以て參奏するも、審時に至るに及ぶや、務めて必ず開脫消釋する者甚だ多し。此れ亦た陋習なり、斷じて行ふ可からず。此の案は發回し、大學士九卿等に著して詳看會議して具奏せしめよ。⁽¹⁾

曹寅や李煦の密摺から得た情報に基づいて、張鵬翮が曖昧にしたかった所をずばりと突いている。同じことは科場案についても言えるだろう。

舉人進士を考試するは、國家の爲に人才を遴選する所以なれば、關係甚だ大なること、世祖章皇帝が諭旨に炳明なり。即ち朕も此の事の爲に屢しば諭旨有りて、亦た甚だ嚴切なり。従前科場にて此等の弊發すること有らば、俱に軍法を議して従事す。今趙晉は國憲を干犯し、考試の時に於て、私に賄賂を受け、暗に關節を通じたるに、張鵬翮等は並びに未だ伊を將て拏問嚴審せず。且つ趙晉の行止不端なること、國を擧げて知らざる者無し。左必蕃は昏愚已に甚だし、趙晉の欺弄を被る。今但だ舉人三四名を革去するの例に照らし、僅かに革職軍流を以て草率に完結すること可な

らんか。此の案も亦た發回し、大學士九卿等に著して詳看會議し、繕摺して具奏せしめ⁽⁷⁾。

「世祖章皇帝の諭旨」は、第一章で觸れた順治十四年の科場案に際して、繰り返し出されている。⁽⁸⁾ 國家の基本にかかわる以上、生ぬるい處分で濟ますわけにはいかない、ということだろう。六月十八日、大學士らは二つの案件について張鵬翮に再審させるよう提案したが、聖祖は許さず、その役目を戸部尙書穆和倫と工部尙書張廷樞に命じた。曹寅の言葉通り、この一件で張鵬翮は「聲名大いに損じ」たことになる。一方、李煦の密摺（七月十八日付）によれば、穆和倫と張廷樞は七月十八日に揚州に到着し、ただちに審理を開始した。その経過について、李煦の密摺（八月八日付）は次のように報告している。なお曹寅は七月一日に發病し、二十三日に死去した。

科場一案、従前張鵬翮は只だ舉人吳泌、程光奎兩人を究審するのみ。其の舉人席珩、馬士龍、徐宗軾等は、未だ嚴訊を経ず、即ち其の拔取の本房房官も、亦た未だ提審せず。今欽差大臣穆和倫、張廷樞は舉人席珩、馬士龍、徐宗軾を夾訊す。而して其の拔取の本房房官溧陽縣知縣鄒柳、石埭縣知縣李頌は、現に提到するを経て、正主考左必蕃、副主考趙晉と、三面對質するも、尙お未だ真情を審出せず。揚州の衆人皆な説うに據れば、「我が皇上聖明、微として照らさざる無く、又た認真に別に大人を差して覆審せしむ。如今の大人は従前張鵬翮が未だ提審せざる犯を將て、現に提審するを經、又た案内にて干連渉る無き人を將て、口供を取りたる後、立ちどころに釋放を行う。これ都て是れ好處なるも、但だ將來何の定案を作すかを知らず」等の語あり。衆人の議論此の如し。八月初一日より初六日に至るまで、皆な齋戒して刑名を理せざる日期なれば、所以に大人は科場を審せず、督臣噶禮、撫臣張伯行互揭の一案を將て、毎日款を逐いて供を問うも、亦た未だ曾て審完せず。沈必耀の命案に至っては、尙お未だ問及せず。理として合に奏聞すべし。伏して聖鑒を乞う⁽⁹⁾。

審理は順調にスタートしたと言えよう。まだ手をつけていない部分も多いが、とにかく張鵬翮が避けて通った問題に踏

み込もうとする姿勢が、揚州の人々に歓迎されているようだ。續いて八月二十一日付の密摺には、次のように言う。

臣探り得たるに欽差大人穆和倫、張廷樞は、撫臣張伯行が督臣噶禮を參する事の皆な虚なるを審し、噶禮が張伯行を參する事の、幾款かは實を得たること有るを審す。目下現に繕疏して覆旨するに在り。科場一案に至っては、舉人徐宗軾等を、大人は細細に審問す。其の房官鄒柳等と、副主考趙晉とは、尙お未だ嚴審せず。但だ揚州の人説う、「房官、主考は必ず須らく嚴究して方に好し」と。而して衆人の聲口は、惟だ大人が嚴ならざるを恐るるの意有り。聞くならく欽差大人も亦た八月二十三、四に於て房官、主考を審訊するを定むと。其の將來審せる後、衆論如何なるかは、臣が實を探りて再び奏するを容れよ。伏して聖鑒を乞う。⁽¹⁶⁾

この密摺では具體的なことは分らないが、今回も張伯行にとって不利な處分が下されそうな氣配である。一方、科場案については、相變わらず事件の核心部分に捜査のメスが入らないため、結局うやむやのうちに終わるのではないかと、う不安や苛立ちが、人々の間に廣がっている。だがどうやらそれは杞憂に過ぎなかつたようだ。九月六日付の密摺では、次のように報告している。典型的な癒着の構造が、ほんの少しだけ見えたというところだろうか。

欽差審事大人穆和倫、張廷樞は、目下房官、副主考を將て並びに皆な嚴審す。房官方名を夾訊したるに、供に據れば、「程光奎は平素原と相好し、心裏に又た他を中したれば、將來自己身上の債を、以て他に要めて代還せしむ可しと想い、所以に中したり」等の語あり。其餘の房考官鄒柳、李頌等は、現に夾審するに在り、三面對質するも、尙お未だ全くは審明せず。而して揚州の衆人は、大人が刑を用いて嚴審するに因りて、皆な云う、「我が皇上聖明、嚴旨を頒し了れば、大人も如今や敢えて嚴審せずんばあらず」と。衆議此の如し。其の督臣噶禮、撫臣張伯行互參の一案と、沈必耀の命案とは、聞くならく已に審完するを經、即日具本して覆旨せると。理として合に奏聞すべし。伏して睿鑒を乞う。⁽¹⁷⁾

科場案に關する李煦の最終報告は、十月四日付の密摺に見える。

欽差大人穆和倫、張廷樞、科場一案は已に審完するを經、九月二十九日に於て起身進京して復命す。大人進京の後、揚州の人皆な説う、「我が皇上聖明獨斷、大人を差して科場を覆審せしむ。大人は既に嚴旨を奉じたるに在れば、敢えて公を乗りて審問し、重きに従つて罪を定めずんばあらず。今副主考趙晉は斬に擬し、房官方名は絞に擬し、賄賂賣縁せる舉人吳泌、程光奎と過付せる余繼祖、郝青田一班の人は、並びに絞罪に擬す。這番の嚴處有りて、將來科場は自然好ましからん。總じて我が萬歲聖明に頼み、士子は得て以て氣を吐き、天下の人に一個の感激せざる無し」と。衆人の議論此の如ければ、謹んで具摺して奏聞し、伏して聖鑒を乞う。⁽¹⁷⁾

本稿冒頭で觸れたように、穆和倫らが決定した處分は、康熙五十二年正月二十六日、若干の修正を施されて、最終的に承認された。その前日、聖祖は科場案に對しては斷固たる處分を行うべきことを強調しており、修正はその意向を受けたものである。

鄉會試は皆な掄才の大典なれば、關係緊要なり。今見るに考試官は眞才を遯取せず、止だ賄賂を圖り、賣縁して弊を作す者漸く多し。此等の人、若し嚴處を加えて、即ちに正法を行わざれば、斷乎として不可なり。正考官は考場統領の員に係る。副考官同考官等が通同して弊を作せば、嚴に覺察を加えること、是れ其の專責なり。而るに情を知らずと謂うは可ならんや。趙晉、吳肇中の二案は、正考官等を處分すること互いに異なれり。應に嚴議を行うべし。著して九卿に問いて具奏せしめよ。⁽¹⁸⁾

吳肇中は、同じく前年の福建における鄉試で賄賂を受け取った同考官であり、この科場案の審理も張鵬翮に任されていた。曹寅や李煦の密摺の中で、張鵬翮が五月二十日に福建に向かったと述べているのがそれに當たる。締めくくりとして、確定した處分の内容を見よう。

九卿議覆す。「江南科場にて關節を賄通せる副考官編修趙晉は、斬監候に原擬す。但だ趙晉は副考官に係るに、擅に關節を通じて、大いに法紀を干せば、應に順治丁酉科場の例に照らして、斬立決に改むべし。吳泌の試卷を呈薦せる同考官句容縣知縣王曰兪は、流三千里に原擬す。査するに王曰兪も通同して弊を作したれば、亦た應に斬立決に改むべし。賁縁して中式せる吳泌、及び事を説きて賄を通じたる兪繼祖等は、原擬に照らして絞監候。程光奎の試卷を呈薦せる同考官山陽縣知縣方名は、絞監候に原擬す。査するに方名は平素程光奎と往來して、程光奎の文を見過す。程光奎は場内に在って舊文を抄録し、方名は明らかに其の文を知りて、即ちに呈薦を行う。榜後又た程光奎に向かつて謝を索むれば、應に斬立決に改むべし。其の場前に貢院内に在って文字を埋藏し、入場抄寫して中式せる程光奎は、原擬に照らして絞監候。人に代筆を倩んで中式せる徐宗軾、及び文字を夾帶して中式せる席珩は、並びに原擬に照らして枷責。正考官副都御史左必蕃は、専ら科場に任ずるの官に係るに、覺察に失すれば、應に革職すべし」。之れに従う。

こうして、迷走を重ねた康熙辛卯江南科場案もようやく決着した。それでは、肝腎の科場案を一時は脇へ追いやった噶禮と張伯行の争いはどうなったかと言えば、實は前年の十月に一足早く處分が確定している。しかし、こちらは若干の修正では済まなかった。聖祖がすべてをひっくり返したのである。

(康熙五十一年十月五日) 乙卯、吏部議覆す。「戸部尙書穆和倫等が、解任江南江西總督噶禮、江蘇巡撫張伯行互參の一案を察審するに、張伯行參する所の噶禮の各款は、既に穆和倫等の審明を経て皆な虚なり。張伯行は畏縮して出洋する能わず、反つて張元隆を盜に通ずと誣陷し、審せず結せず、多くの人を拖斃せしめ、賊盜を嚴拏する能わず、命案を遅延す。又た妄りに參奏を行い、大臣の職を玷すること有り。應に題する所の如く革職すべし。噶禮參する所の張伯行の各款に至っては、既に穆和倫等が審明するを經たり。俱に従前の舊案に係るに、彼の時に於て參奏せざる

は、亦た應に議處すべし。但だ參する所の『張伯行は出洋する能わず』等の處は、俱に實なれば、應に題する所の如く免議すべし。旨を得たり。「張伯行が官に居りて清正なること、天下の人盡く知らざる無く、允に廉吏と稱せらる。但だ才は守に如かず、果たして無能に係る。噶禮は才具わりて餘り有り、事を辨じて敏練なりと雖も、性は事を生ずるを喜び、並びに未だ清正の名有るを聞かず。伊等互參の案は、皆な私隙に起こり、人言を聽信して致す所なり。誠に耻ず可しと爲す。朕は天下に臨莅すること五十餘年、徧く諸事を諳んじ、滿洲、蒙古、漢軍、漢人に於て、毫も異視すること無く、一に公正を以て之れを處す。且つ噶禮は屢次具摺して張伯行を參するも、朕は張伯行の操守を以て天下第一と爲し、斷じて參す可からず、手批して准さず。諭旨は見に噶禮の處に在り。此の議する所は、是非顛倒す。九卿詹事科道に著して、會同して公を矢して實に據り、再び議して具奏せしめよ⁽⁸⁾」。

當面する案件を「虚實」に基づいて客觀的に處理するのであれば、吏部の提案には何の問題もない。その限りにおいて、張伯行より噶禮に分があることは、曹寅や李煦の密摺によつても裏付けられるし、聖祖もそのことは十分承知していたはずである。それにもかかわらず、「清正」を全面に押し出して流れを變えようとしたのはなぜだろうか。翌日、聖祖は次のように言っている。

古えより天下を治むる者は、至公より要なる莫し。朕は極を御すること五十餘年、凡そ内外大小の事、皆な公心を以て之れを處す。近日の外官を觀るに、滿洲が參する所は、大抵漢人多く、漢人が參する所は、大抵漢軍多く、皆な公に従つて起見するに非ず。朕は悉く理に據つて之れを處し、並びに偏向無し。張伯行が官に居りて清廉なること、人の共に知る所なり。其の家も亦た殷實なり。朕が河工を巡りし時、彼は適たま按察使と爲り、之れを知ること甚だ悉す。但だ才具わること略か短なるのみ。噶禮は事を辨じて歷練なるも、其の操守に至つては、朕信する能わず。若し張伯行無くんば、則ち江南地方は、必ず其の朘削を受くること一半ならん。語に云う、「文官錢を愛さず、武官命

を惜しまず、然る後に天下父安なり」と。又た云う、「清官は民を累わさず」と。朕は天下の主と爲り、幼きより學問して、性理等の書を研究す。此等清官の如き、朕爲に保全せずんば、則ち讀書すること數十年なるも何をか益せん。而して凡そ清官たる者も、亦た何所に倚恃して以て自ら安んぜんや。

噶禮、張伯行互參の一案は、初次官を遣わして往審せしめたるに、噶禮の制する所と爲りて、審出する能わず。再び大臣を遣わして往審せしめたるも、前と異なる無し。爾等諸臣は、皆な能く朕が清官を保全する意を體せよ。正人たる者をして疑懼する所無からしむれば、則ち人は俱に欣悅し、海宇は長く昇平の福を享けん。

十月十一日、吏部は聖祖の意向に従い、噶禮、張伯行雙方を革職とした上で、「但だ地方は必ず清正の員を得て、方に累を百姓に貽さず」という理由をつけて、張伯行の處分を革職留任に止めるかどうかにつき、聖祖の判断を仰いだ。聖祖が革職留任に止めたことは言うまでもない。康熙五十二年九月二十九日、この件に關して、聖祖は次のように振り返っている。

言路開かざる可からざるも、亦た太だ雜なる可からず。明朝の國事は、全て言官の壞す所と爲る。今の言を進むる者は、輒ち「某は上の喜ぶ所と爲り、某は上の惡む所と爲る」と云いて、毎に朕が意を揣摩し、私心に窺伺して、以て迎合を圖る。朕は並びに愛憎する所の人無し。其の官に居りて善なれば、則ち之れを愛し、不善なる者は、則ち之れを憎むのみ。即ち噶禮の官に居るが如きは、此の如く不善なるに、但だ一人の劾奏すること無きのみならず、反つて從つて之れを譽むる者すら有り。後に噶禮と張伯行と互參するや、差往審事の滿漢大臣は、朕が意に偏向有りと謂い、故に審理は俱に公平ならず。朕も亦た意旨を露わさず。眞に議定まりて奏聞するに至つて、方に九卿に向かつて明諭し、是に於て衆は乃ち朕に偏向の意無きを知る。大凡人臣が君に事うる道は、「公にすらくのみ私を忘る」〔漢書〕賈誼傳）こそ、乃ち正理と爲る。且つ性理の諸書中、亦た公私の二字を辨別するに過ぎず。君に事うる者、果たして能く

公を以て私に勝たば、天下を治むることに於て何ぞ難からん。若し其の私心を挾まば、則ち天下は必ず治むる能わす。⁽⁸⁵⁾
 「私心」を挾むならば、噶禮ですら天下第一の清官と譽めそやすことだつてできるだろう。たとえば、『康熙起居注』(五
 十三年三月二十九日)には、「趙鳳詔は曾て朕の前に在つて、天下に錢を要めざる官は只だ噶禮一人あるのみと奏稱す」といふ、驚くべき事實が記されている。性格的な問題はさておき、噶禮がここまで放肆に振る舞えた原因として、一つには彼が皇太子胤礽の派閥に屬していたことが挙げられよう。⁽⁸⁶⁾ また曹寅の場合と同じく、彼の母親が聖祖の保母だったことも有利に働いたに違いない。⁽⁸⁷⁾ しかし、ほかならぬその母親の訴えによつて、彼は命を失うことになった。

(康熙五十三年四月四日) 原任江南江西總督噶禮の母叩關して、伊の子噶禮を告す。口稱して、「老奴大不幸、此の
 不孝の子孫を養ひ、家内にて做飯する女人をして毒藥を下さしめ、老奴を殺さんことを要す。此等の凶惡は、充軍の
 子色爾氣が偷かに回りに孫の干都とともに老奴を殺さんと欲し、謀を合せて行ふ者に係る。噶禮は常泰の姦婦が生
 む所の子莽牛を將て認めて己が子と爲し、私かに自ら撫養す。老奴の夫普善は噶禮を痛責し、媳と姦生の子とを一に
 併せて逐出す。常泰は親戚を聚集して、老奴の房屋を拆毀し、幾ど老奴を毆打せんとするに至る。再びすらく、噶禮の
 妻子及び緊要の人等が俱に河西務に住まるは、何の意なるかを知らず。噶禮は極めて奸詐にして恩無ければ、必ず世
 間に留む可からず」等の語あり。噶禮、噶禮の弟色爾氣、噶禮の子干都、家人五姐、六指子は皆な情の眞なるを認む。⁽⁸⁸⁾
 聖祖は、「噶禮は斷じて留む可からず。官に居りて既に無狀にして又た不孝、況んや惡迹甚だ多し」と立腹し、四月二
 十日、噶禮に自害を命じる批旨を下している。惡事が露見した貪官汚吏の末路としては、きわめて一般的な姿である。そ
 こには何も付け加えることはない。むしろ問題は、噶禮と對比された「清官」張伯行の方だろう。聖祖は、「清官は民を
 累わさず」といふ言葉を引いて張伯行を持ち上げたが、それは果たして眞實だろうか。よく知られていることだが、『老
 殘游記』の作者は次のように言う。

臧官の恨む可きこと、人人之れを知る。清官の尤も恨む可きこと、人は多く知らず。蓋し臧官は自ら病有るを知りて、敢えて公然と非を爲さざるも、清官は則ち自ら以爲えらく我れ錢を要めざれば、何の可ならざる所あらんと。剛愎自用、小なれば則ち人を殺し、大なれば則ち國を誤る。吾人親しく目睹する所、凡そ幾くなるかを知らず。試みに觀よ、徐桐、李秉衡は、其の顯然たる者なり。廿四史中、指屈するに勝えず。作者の苦心は、天下の清官に錢を要めざるを以て便ち性に任せて妄りに爲す可きこと勿れと願うなり。歴來の小説は、皆な臧官の惡を掲ぐ。清官の惡を掲ぐるのと有るは、『老殘遊記』より始まる。⁽⁸⁾

誰にも文句の言えないプラスの價値を押し通そうとする人間が、そのプラスの價値と自分とを一體化して、自己相對化する柔軟性を失い、獨善的な硬直した態度に陥ることは、しばしば見受けられる。金縛りにあつたように自己陶醉しているだけなら、勝手にさせておけばいいが、これが權力を手にして人々の生活に介入して來るとなれば、たまったものではない。老殘の見聞は、それでも小説という枠の中に收められているが、張伯行の場合は事實そのものである。最高權力者である聖祖が、「清官」を求めつつ、一方でそれを批判するというのは、老殘の立場とは決定的に異なるだろうが、少なくとも論法は同じだと言えよう。そのきっかけは「海賊」事件であつた。この事件が、前回の「互參」案のリターンマッチに見える點もおもしろい。

(康熙五十三年五月二十四日) 甲子、江蘇巡撫張伯行は、「布政使牟欽元は、上海縣の奸棍張元隆の兄張令濤を將て、署中に潛匿す。此の豪棍は官に抗するに似たるに、布政使は緝解を行わず、反つて爲に容納す。誠に地方を誤らせること有るを恐れ、實に據りて糾參せざるを得ず」と疏參す。旨を得たり。「牟欽元は著して暫革職せしむ。該督は察審して具奏せよ」⁽⁹⁾。

命令を受けた江南江西總督赫壽(五十一年十月十六日着任)はさっそく調査に入り、次のような報告を送つて來た。

(十月一日己巳) 刑部議覆す。「江南江西總督赫壽疏言すらく、江蘇巡撫張伯行が、布政使牟欽元は、海賊の黨羽張令濤を藏匿すと參する一案は、査するに上海縣民顧協一が、房を贖うに因りて、張令濤は海賊と合夥して、現に海内に在りと控告す。顧協一を審問するに及んで、並びに證據無し。又た牟欽元の署内を捜査するも、亦た並びに張令濤無し。張令濤の子張二を訊するに、伊の父は湖廣、福建に往くと稱す。應に兩省の巡撫に行文して、拏解して送審すべしと」。旨を得たり。「吏部尙書張鵬翮、都察院左副都御史阿錫鼎に著して、前往して審明し具奏せしめよ」。

張伯行の彈劾に根據が無いと認めたのは、あの赫壽であり、中央から審理に派遣されたのは、またもやあの張鵬翮である。三人はそれぞれどんな思いを抱いていたのだろうか。「公にすらくのみ私を忘る」というわけにはいかなないように思えるのだが……。それはさておき、赫壽の上奏文が提出される以前に、張伯行は蘇州地方の狀況について、次のような報告を行っている。

(七月十九日戊午) 刑部議覆す。「江蘇巡撫張伯行疏言すらく、秋審の大典、臣は應に督臣と常州府に赴きて會審すべし。但だ臣が所屬の地方は海に近く、蘇松一帯は、五方雜處、最も奸を藏し易し。前に上海の奸民張元隆、賄を通じて肆行し、臣が特疏して奏聞するを經たり。近ごろ又た奸民張令濤有り、江蘇布政司牟欽元の署内に潜匿して、屢しば提するも出でず。臣は蘇州地方が、慮る可きこと無からざるを恐る。請うらくは新任の提督穆廷斌が松に到るを俟ちての後、臣再び常州に往かん。督臣と會審すること、應に准行せざるべしと」。旨を得たり。「張伯行が官に居りて清廉なること、素と聞き知る所なり。清なれば則ち衆心服さざること有る無し。縦え一二の匪類小人有るも、國法具えて在り。蘇州府に何の慮る可きこと有らん。張伯行が疑惑恐懼すること、殊に甚だしきに過ぎたりと爲す。この奏する所は准行せず。著して仍お舊例に照らして、速やかに常州府に赴きて會審せしめよ」。

張伯行が脅えているという情報は、これより先に傳わっていたのだろう。聖祖は、「蘇州巡撫は人が他を殺すことを怕

れ、晝夜安んぜず、以て地方の人心の揺動を致せば、將來恐らくは意外の事を生ぜん。爾密密に一實信を打聽して奏聞せよ。人をして之れを聞きて酸鼻ならしむるも、猶お笑う可し」(六月九日付李煦密摺に對する硃批)と、李煦に調査を命じている。七月十七日付の密摺の中で、李煦は、張伯行が海賊を恐れて、城門を早く閉ざし遅く開くなど、過剰な警備に走ったため、人々の生活に支障を來したり、不安が廣がったりしていること、また刺客を恐れて、屈強なボディガードを次々と集めていることを述べた後で、次のように言う。

六月内、例として總督と常州府に至って秋決の人犯を會審するに、撫臣は竟に敢えて去かず。再びすらく、撫臣は蘇城内に於て紫陽書院を設立し、生監をして内に進めて講學せしめ、其の中に即ち獻媚の小人有るも、撫臣は賢愚を察せず、即ち之れに寄するに耳目を以てすれば、乃ち其の意に迎合し、或は言を造りて聳聽し、或は機に乗じて恐嚇し、毎に事端風起するに至る。臣煦が細かに撫臣の爲人を察するに、大抵疑い多く懼れ多し。疑い多ければ則ち事に遇いて吹求し、事に就きて完結する能わず、自ら無辜拖累して、多くの人を羅織する有り。懼れ多ければ則ち中心惶惑し、小人の無稽の談もて、盡く腹心の托と爲して、晝夜安んぜず、舉動未だ顛倒するを免れず。臣謹んで實を訪い、旨に遵いて奏聞し、伏して聖鑒を乞う。

李煦の觀察は正鵠を射ており、聖祖は、「是なり、一點も錯らず。此の事は密なるを要す。倘し人の知ること有らば、爾が災いは淺きに非ず」と硃批を施した。張伯行が警戒すべき人物であることは、「王鴻緒の門生故舊は、處處に人有り、即ち今の江蘇新撫臣張伯行も、亦た鴻緒の門生にして、且つ四佈して人有り、又た探聽に善し」(康熙四十九年正月十九日付密摺)というように、李煦も早くから承知していたようだ。ところで、事件の存在を否定する赫壽とは裏腹に、張伯行は捜査の進展を報告する。

(十月二十日) 戊子、刑部議覆す。「江蘇巡撫張伯行疏言すらく、奸商張元隆は、廣く洋船を置きて、海上に行走す。

審したるに夥黨の吳良佐の供に據れば、原任將軍馬三奇の家人に係る。請うらくは部將馬三奇並びに船戸に飭して、發して江南に至りて質審せしめよと。應に請う所の如くすべし。旨を得たり。「張鵬翮等に著して詳審して具奏せしめよ。張伯行は馬三奇と合わず、機に乗じて發審を奏請す。馬三奇の父は陣亡せり。伊の身は又た大臣に係る。必ずしも江南に發往して聽審せしめず、兵部に著して取供して咨送せしめよ。」⁽⁹⁵⁾

勢い込む張伯行に對し、この諭旨は明らかに冷やかな態度を取っている。それが齒に衣着せぬ言葉となつて現れたのは、十二月二十日のことだつた。かつて張伯行を「無能」と評した聖祖は、その缺點を一向に自覺することなく、「事を辦じ」たがる彼に對して、容赦なく厳しい批判を浴びせている。

布政使牟欽元は官に居りて甚だ好し。巡撫張伯行は牟欽元が海賊と交通するを以て一事を題參すれば、曾て張鵬翮を遣わして往審せしめ、繼いで張鵬翮が摺奏せる時に批旨ありて、張鵬翮をして張伯行とともに兵を海賊有る處に領して親しく身ら往拿せしむ。此の一事は皆な多疑の致す所なり。日前に總督赫壽が此の消息を聞き、小船に坐して黃天蕩に往きて探察するも、皆な妄なるのみ。張伯行は操守清なりと雖も、爲人は糊塗、事を辦するの才無し。原任知府陳鵬年は有才の人に係り、張伯行は此れより前全て陳鵬年に頼みて事を辦ず。今陳鵬年は召進せられ、相商する人無く、故に事毎に舛錯するを致す。且つ張伯行奏稱すらく、噶禮の小人甚だ衆く、我を殺して噶禮の爲に仇を報ぜんと欲す、皇上も亦た須らく防備すべしと。此れ皆な影響無き事なり。特だ幕賓を求めて得ざるに因りて、遂に鬻端を起こす。總督、巡撫は誰か幕賓七、八人無からざらん、若し此の爲に疑いを生じ隙を尋ぬれば、亦た大臣の體に非ざるなり。⁽⁹⁶⁾

さらに張伯行の唯一の取柄である「清」についても、それを振りかざすことの危険性を指摘する。

清官は多刻、刻なれば則ち下屬は堪え難し。清にして寬、是れより善なるは莫し。其の清を過恃すること、可ならんか。宋の朱子云う、官に居りて人清なるも、自ら以て清と爲さずして、始めて眞清たりと。君たる者も亦た宜しく寬

なるべし、刻なる可からず。⁽⁹⁷⁾

さらに二十二日には、徐元夢（一六五五—一七四一）に向かつて、「張伯行は操守好しと雖も、事を辦じては糊塗執拗の處多し。爾は宜しく其の操守を學ぶべきも、斷じて其の辦事を學ぶ可からず」と忠告しており、張伯行はどうやら反面教師の役割を擔わされてしまったらしい。翌五十四年二月一日、張鵬翮は、張伯行が「無影の事を捏造し、屢しば海中に賊有るを以て誑奏し」たとして、「暫行革職看守審問」の處分を求めた。それを受けた聖祖は、張伯行の行政手腕全般についても厳しい評價を下す。

今海上には已に大夥の賊盜無く、小儉に至っては何れの地か之れ無からん。即え輦轂の下にても、亦た盡く除く能わず。大盜鄭盡心、陳尙義等の如きは、皆な次第に擒獲す。果たして此等の大盜有らば、此の時に當たつて、擒獲すること何ぞ難からん。張伯行は始め賊首四十餘人有りと奏し、繼いで又た一百餘人有りと奏するも、今に至るまで並びに踪跡無し。噶禮と仇有りと雖も、死後亦た當に釋然たるべし、更に何をか疑い何をか懼れて此の情狀を爲すや。又た甚だしくは具摺して密奏し、朕が出入も亦た當に小心なるべしと謂うに至つては、又た極めて笑う可し。張伯行は向に曾て奏稱すらく、臣は以て報いんことを圖る無く、惟だ風移り俗易り、家ごとに給し人ごとに足るを期す。乃ち吳に撫たること幾載なるも、風俗未だ移易するを見ず。近ごろ聞くに蘇州の百姓は生意漸く消耗するに至り、米價は初め只だ七錢なりしに、今は長じて一兩六、七錢に至つて、民食維艱なれば、云う所の家ごとに給し人ごとに足る者は何くに在りや。⁽⁹⁸⁾

同じような批判は、五十四年十一月八日、九日にも見られる。とくに九日には、山西巡撫蘇克濟などを例に擧げて、「未だ清名を聞かざるも、亦た貪跡無く、而して地方安靜、年歲豊稔たり。此等は便ち是れ好官なり」と述べている。言うなれば噶禮でもなく、張伯行でもない人物が稱賛されたわけだ。さらに張伯行の「清」についても、

張伯行は偏執任性、務めて私仇を報ずるは、是れ其の短處なり。只だ清の一字のみ、泯没す可からず。但だ其の家は甚だ富み、置く所の田産は三、四州縣に跨る。河南の富家は張伯行、宋肇を以て首と爲すも、張伯行の田産は更に宋肇より多し。朕は臣下に於て周知せざる無く、今特に其の一二を擧げて之れを言うのみ。⁽⁹⁸⁾と、なにやら皮肉まじりだし、いわゆるパフォーマンスにも不信の念を表明する。

張伯行は巡撫たりし時、毎に富民を苛刻す。如し富民の家に堆積する米粟有らば、張伯行は必ず勒して賤賣を行わしめ、否らずんば則ち罪を治む。此の事は窮人をして一時感激せしむるも、要するに正道に非ず、亦た祇だ米價翔貴するが爲に、自ら掩飾せんと欲するのみ。⁽⁹⁹⁾

さらに張伯行のプライドの根源たる、彼の學問についても、「張伯行は官に居りて清なりと雖も、其の注書も亦た未だ允に當たらず」(『康熙起居注』五十四年三月二十九日)と一蹴する。のちに聖祖は、「張伯行が朕の前に於て、余正健は操守甚だ好しと保擧したれば、朕は因りて之れを試みて、授けて順天府府尹と爲す。蒞任より以來、並びに事を理せず。如し事を理せざれば、木偶と何ぞ異ならん。操守甚だ好しと雖も、何か事に益せん」(『康熙起居注』五十六年正月二十八日)と不満を漏らした。だがもし余正健が「事を理」したならば、おそらく「事を辦するの才無し」と叱責されたことだろう。

話を元に戻すと、「海賊」事件について、張伯行はなかなか非を認めようとしなかったようだ。康熙五十四年二月二十七日付密摺に對する硃批で、張伯行に關する報告を求められた李煦は、「張伯行の意思を看るに、他は道學を以て自ら居り、未だ肯えて善に服さざるの光景に似たり」(四月九日付密摺)と答えた後、四月十四日には次のように言う。

竊におもえらく審事の大人張鵬翮等は、撫臣張伯行に、「海賊有りや無しや」と審問す。張伯行回稱すらく、「原と海賊無し」と。大人は即ちに駁問すらく、「既に海賊無ければ、則ち你是明らかに是れ皇上を欺誑し了りたるなり」と。

張伯行は倔強なること故の如く、終に自ら欺誑するを認めず。大人は四月初十日より審起して十三日に至り、連審すること數日なるも、總じて罪を認むる口供無し。聞き得たるに大人は現に繕疏して他を參するに在り。目下訟師地棍は衆人を聚集して、黃旗を豎起し、罷市を逼勒し、大人の公館に赴きて巡撫を保留せんことを具呈す。大人に在っては明らかに買囑なるを知れば、呈狀を收めず。而して張伯行も亦た安民の告示を出だすも、但だ其の告示内に仍お「將來是非曲直は、自ら公論有り」と云い、又た「本院は己に反つて内に省み、心に問いて愧ずる無し」と云う。此の如き語句あり。臣煦再び訪ね得たるに保留を具呈する人は、多く吳縣知縣杜學琳の賄買に出で、杜學琳は又た仰いで張伯行の意を承くるなり。謹んで近日の情形を將て、具摺して以て聞し、伏して聖鑒を乞う^(四)。

世論なるものは、いつでも上からの操作によつて出來上がるということだろうか。それはともかく、九月十七日、張鵬翮は事件が捏造されたものであると認め、顧協一に對して「杖二百、流三千里」を求刑、またあわせて牟欽元の復職も願ひ出した。さらに張伯行については、「斬監候、秋後處決」が妥當であるとしたが、聖祖は、「張鵬翮回る時、張伯行を將て帶來し、到れる日に再び具奏するを行え」と命じて、直接審問する考えを明らかにした。十一月二十三日、張伯行は聖祖の前に出頭する。

上は張伯行に謂いて曰く、「爾は海上に賊有りと奏稱せり、幾人を緝獲して帶來するや」と。張伯行奏して曰く、「海上に賊無し、捕魚の人の盜を爲す有るを聞きて、所以に陳奏す」と。上曰く、「爾が奏する所の疏内にて、尙お朕に宜しく防備すべしと勸めたるに、何ぞ捕魚の人と言うや」と。張伯行奏して曰く、「臣驚惶して具奏す、此れ皆な臣の罪なり。何の辨ずる處有らん」と。上曰く、「爾に授けて巡撫と爲したる時、爾は曾て務めて風を移し俗を易え、家ごとに給し人ごとに足らしめて、以て皇上に報ずと奏す。今の風を移し俗を易え、家ごとに給し人ごとに足る者は安くに在りや」と。張伯行奏して曰く、「臣が立志は此の如きなるも、才幹無きに因りて、故に行う能わず」と。上

曰く、「爾實に才幹無し。並びに書を読まず、爾が修めたる所の書は、皆な他人の代修に過ぎざるのみ。豈に爾自ら修めたるや」と。⁽¹⁰⁾

自分の言葉をストレートに返されて、「爾實に才幹無し」と言われては、面目丸つぶれだろう。聖祖は次のように宣告した。

一切の本章は俱に宜しく切實なるべし。虚語閒文を敷陳するは、多しと雖も何をか益せん。張伯行が奏する所は、俱に空言に係り、並びに行う能わず。朕は幾次も張伯行を將て提審せんと欲するも、其の清廉を念いて、是を以て中止し、姑く調來して引見す。今に由りて之れを観るに、甚だ是れ粗鄙、直だ未だ曾て書を読まざる者なれば、封疆の大吏と爲す可からず、錢糧の小地方有れば尙お之れを用う可し。⁽¹¹⁾

十二月、張伯行は倉場侍郎に署せられた。⁽¹²⁾

おわりに

科場案の處分に携わった噶禮、張伯行、そして張鵬翮の三人は、處分とは直接關係のない因縁に引きずられて、程度の差こそあれ、結局何らかの屈辱を味わうことになった。弱點が弱點として露呈し、長所が短所にひっくり返る経緯は、官界に身を置く者の宿命のようでもある。聖祖の耳目となって密摺を奉り、極言すれば三人の實態を暴き立てた李煦も、世宗即位後、虧空を理由に査抄を受け、ただちに失脚した。生きていれば、曹寅もまた同じ目に遭ったに違いない。⁽¹³⁾ところが、ここに奇妙なエピソードがある。科場案の中心人物趙晉が逃亡したというのだ。康熙五十三年十月二十九日、當時まだ江蘇巡撫の地位に在った張伯行は、次のように報告している。

趙晉の一案の如きは、今審し得たるに程光奎が廣く銀錢を用い、王式丹が布置料理し、趙弘煜が通同して弊を作す。只だ王式丹が行賄の家人、尙お未だ拿到せず、是を以て眞情を審出する能わず。然るに趙晉の死は、杳として影響無く、趙晉の走は、情弊顯然たり。伏して乞うらくは皇上密かに各省の督撫をして査拿せしめ、一面再び細訪して確審するを爲さんことを。⁽¹⁰⁶⁾

その後、五十五年二月八日、『起居注』には、次のように記す。

上又た曰く、「趙晉已に死せるか未だ死せざるかの處、朕は前に張伯行をして確査せしめたるに、張伯行は趙晉未だ死せずと奏す。今張伯行は此に在り、究竟如何」と。張伯行奏して曰く、「趙晉或は未だ死せずと云い、或は已に死すと云い、此れを以て尙お審理するに在り」と。上曰く、「此の案は甚だ久しければ、牽連する人も亦た多く、且つ府縣官は皆な此れに因りて罣誤す。揚州府知府趙弘煜は、現に獄内に在り。朕前に徳林未だ死せずと聞き、人を差して即ちに拿獲するを行わしむるが如し。趙晉若し果たして死せざれば、便ち當に査拿すべし。若し已に死したれば、便ち當に案を結すべし。此れを將て刑部に交與して速やかに完結するを行わしめよ」と。⁽¹⁰⁷⁾

二つの記事を合わせると、「兩淮の巨商」程光奎の金で、王式丹⁽¹⁰⁸⁾（一六四五〜一七一八）が趙弘煜らを買収して、趙晉を逃がしてやったという、おおよその筋書きが浮かんで來る。これが事實とすれば、「絞監候」の刑を受けた程光奎自身も、結局は金の力で減刑された可能性が高い。⁽¹⁰⁹⁾ 王式丹（字は樓村）に關しては、『槐廳載筆』卷一三に載せる『石鼓齋雜錄』に、

王樓村は趙と同年、時に告假して籍に在り、獄に入りて探視す。趙は即ち次日に於て法に伏すも、「王は病僕を帶びて獄に進み、趙に易えて出だす」と謂う者有り。遂に王を獄に下し、通緝すること數年、獲ること無ければ、王は方に釋さるるを得たり。⁽¹¹⁰⁾

とあり、また『清稗類鈔』では、

其の同年王式丹殿撰が獄に入りて探視し、肩輿を以て死丐を藏し、飾りて晉の尸と爲し、晉をして上屋に縋りて、獄を越えて遁れしむ。謠言闕傳して、多くの人を株連す。

という。「同年」や「殿撰」という語から分かるように、王式丹は康熙四十二年の癸未科會試で狀元となった。もっとも、「少年進士」の趙晉と違って、彼はすでに六十歳に近かったのだが。それにしても、逃亡したのが榜眼、手引きをしたのが狀元では、天下の人材を網羅するという科擧の看板が泣く。眞偽のほどは定かでないが、趙晉のその後について、こんな話も傳わっている。

又た聞くならく晝山（趙晉の字）は獄中に在って、術を以て遁る。典刑に正さるる者は、乃ち其の替身なり。後十餘年、吾が郷里中に之れに遇う者有り。鬚髮皓然たるも、神氣は故の如し。一瞬にして遂に在る所を失うと。未だ信に其の事有るや否やを知らざるなり。

もともと彼のせいで亂れ飛んだ數々の參奏、密摺、諭旨は、「鬚髮皓然たるも、神氣は故の如し」というその姿の前で、一體どんな意味を持つのだろうか。

注

檔案史料については、『宮中檔康熙朝奏摺』（民國六十五年國立故宮博物院景印）、『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』（一九八五年檔案出版社景印）、『關於江寧織造曹家檔案史料』（一九七五年中華書局排印）、『李煦奏摺』（一九七六年中華書局排印）に據った。

(1) この科場案の經過を論じたものとして、J. D. SPENCE "The Ex-

amination-Hall Case of 1711 and the Mutual Impeachment of Gai and Chang Po-sing" ("T'sao Yin and the K'ang-hsi Emperor" Chapter 6, 'T'sao Yin as the Emperor's Secret Informant', 1966 by Yale University)がある。

(2) 臣膺簡命、典試江南、兢兢以搜拔人才爲務。撤闈後、聞輿論喧傳、有「句容縣知縣王曰俞所薦之吳泌、山陽縣知縣方名所薦之程光奎、皆不通文理之人」。臣不勝駭愕、或係傳遞代做文字、或與房官打通關節、

(3) 亦未可定。祈將新中舉人吳泌、程光奎、或提至京覆試、或發督撫嚴訊以正國法而肅科場。至臣不能查出、罪亦難辭。《聖祖實錄》卷二四八竊臣于九月二十四日回到蘇州、見蘇州閣城士子、以新中舉人多屬賄買、將財擡入府學明倫堂上、喧嘩不服。皆怨正主考左必番(蕃)不識文字、怨副主考趙晉大賄賂賈。造有詩詞對聯與黃鸞兒歌謠、四處徧貼。理合奏聞。臣謹將詩詞對聯與黃鸞兒、一并抄呈、伏乞聖鑒。

(4) 『關於江寧織造曹家檔案史料』では、この科場案に關する曹寅の六件の密摺を、同書が據つた『文獻叢編』第九輯『清康熙硃批諭旨』(民國十九年國立故宮博物院排印)に從つて、康熙五十年六月十三日と十一月一日の密摺の間、即ち科場案の始まりの時点にまとめて置く。但しここに引いた第一の密摺が十月二日付であることは景印本によつて明らかである。残る五件について、『宮中檔康熙朝奏摺』、『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』では同時に出されたと考えられる密摺の日付を當てている。ここではそれを參考にしたが、『關於江寧織造曹家檔案史料』に於ける配列に從つて日付を當てると、康熙五十一年三月二十七日、五月三日、四月三日、五月二十二日、四月二十二日となつてしまい、檢討の餘地がある。このうち四月二十二日付とされる密摺については注(68)参照。

(5) 惟是今年江南文場秀才等、甚是不平。皆云、「皇上洪恩廣額、原爲振拔孤寒、今中者甚是不公、顯有情弊」。因而揚州秀才擾攘成羣、將左必蕃同堂盡行拆去、後傳聞是副主考趙晉所爲、始暫停息。督撫俱有參章。目下已擧二人、俱是富商之子。傳聞榜中不通文理者尚多。

(6) 是科中式、兩淮則鹽商八人、蘇州則銅商、當商八人、又爲其徒代筆、得「其實有」三字關節、亦獲雋者三人、遂有「八旗三剪辮、七典一銅商」之語。(蕭爽『永憲錄』卷四)

(7) 林樾亭曰、康熙辛卯、江南題能行五者於天下爲仁矣。劉捷元墨云、蓋理未有不含於虛者也。然太虛之中、亦復何所不實。終日求理見之事、而紛然不合。是離理與事而二之、即離理與心而二之也。仁者以五者之

事屬吾心、即以行五者之心察吾理、但使吾心之理合之天下之心之理、無或不然焉。則必非強吾心以邀天下、實因天下以證吾心矣。心未有不本於靜者也。然靜極而生必有時而能動。終日求心歷之事、而茫無所據。是事之不能快然於心、實心之不能充然於理也。仁者以五者之理實於事、而即以行五者之理密吾心。但使天下之事之理、返之吾心之事之理、無或不然焉。則可以質天下之事而無所乖、即可以完吾心之德而無所憾矣。原評謂、於心存理得四字、原原本本、八面俱透、眞從理窟中掉臂游行。(梁章鉅『制義叢話』卷二二)

(8) 『清代職官年表』學政年表によれば、康熙四十四年十二月二十八日付である。

(9) 科場案の代表例の一つである順治丁酉鄉試(江南)の場合、合格者リストの前に、「原一百二十五人(リストでは一名少ない)内除欽黜八人凡一百十七人」と注記するが、具體的に誰が「黜」せられたかは指摘しない。

欽縣出身の吳泌は、『光緒』重修安徽通志』選舉志にも名前が見える(卷一六一)が、『乾隆』欽縣志』には見えない。吳縣出身の程光奎は、『道光』蘇州府志』選舉志に載っていない(卷六五)。この府志には、同じく處分を受けた席珩や馬士龍の名前があり、その下にはいずれも「革」と記す。徐宗軾も處分を受けたのだが、字を注するのみである。なお『民國』吳縣志』はこの記述を踏襲している。

(10) 聞是科通榜、俱以賄鬻。得銀數十萬、以其半、分總督囑禮。先期搜羅名下士十人、置之十魁前、欲以壓服輿論。十名以外、則皆巨族富商也。揭曉之夜、物議先已沸騰。開榜者、從後至前。觀榜者、看至榜首、僅瞻十餘名。遂一闕扯破、而不知前列之十人、即在場扯榜者。乃悔之已無及矣。(梁章鉅『制義叢話』卷一一)

(11) 出知揚州府。揚當要衝、奸宄叢聚。必蕃蒞治、民心帖服。恭遇聖祖大

- (12) 駕南巡、嘉其績、陞太常少卿、仍視府事。賜以「宣力南疆」四字。值內艱、命在任守制。
御花園造營については、黃進徳「三汊河干築帝家、金錢濫用比泥沙」——關於揚州塔灣行宮的營建與曹家的盛衰際遇」に詳しい記述がある。吳新雷、黃進徳『曹雪芹江南家世考』（一九八三年福建人民出版社）所收。
- (13) 十二日、……皇上過鈔關門、上船開行、抵三塗河寶塔灣泊船。衆鹽商預備御花園行宮、鹽院曹奏請聖駕起鑾。同皇太子、十三阿哥、宮眷駐蹕、演戲擺宴。因揚州府知府左必蕃居官素着優、陞太僕寺卿。（『振綺堂叢書初集』所收）
なお左必蕃に關しては、焦循『北湖小志』卷四に次のようなエピソードがある。
- (14) 周維藩、字屏之、一字藩卿。孝友醇篤、深于佛典。歲時伏臘、集高年數老、諷經勸善。壽險八十、鄉黨咸稱長者。康熙戊子、太常卿左公必蕃守揚州、以扁表其門。
尋奉特旨還京、調順天府丞。提調文武兩關、弊竇肅清。遷右通政、歷光祿卿宗人府丞、晉副都御史。是時湖廣總督郭琇素有政聲。其所屬知府許錫齡揭報黃梅令李錦虧空。琇未加察、遽委官摘印、百姓閉城以拒。必蕃劾琇、「既失察於前、復不能彈壓於後、難勝總督之任」。部議革琇職。其不避權貴如此。辛卯、典試江南。
- (15) 康熙辛酉舉人。除壽縣、有善政。丙子、分校北闈、甄拔得人。噶爾丹犯順、軍行所需、咄嗟立辦。大吏薦其能、行取御史、巡視南城。
康熙辛卯、江南、左必蕃趙晉典試事。必蕃廣東舉人、素無文望。晉則少年鼎甲、任意妄爲、視左如木偶也。（法式善『槐廳載筆』卷一三）
- (16) 五日、爲路頭神誕辰。金鑼爆竹、牲醴畢陳。以爭先爲利市、必早起迎之。謂之接路頭。
- (17) 明以來江南有五路神之祀、清代以來則稱之爲財神。其神有三說：元末人、姓名五路、禦寇死、因祀之；卽五祀中之行神、意卽出門五路皆得財；卽五顯神、以清初湯斌巡撫江蘇、禁其祀、遂更名。或本社何五路、後以五顯爲財神、遂又訛五路爲財神、儒者強以義理曲爲之說、又釋爲行神歟？姑存以備考。（宗力、劉群『中國民間諸神』六五四頁、一九八六年河北人民出版社）
- (18) 二十四日、諸生千餘人咸集玄妙觀、推廩生丁爾敬爲之首、使人昇五路財神像入府學。廣文敕諭、不從、鎖之於明倫堂、爭作歌謠聯語以嘲之。俄頃而徧市中矣。有一聯最佳、聯云、「左邱明有眼無珠、趙子龍渾身是膽」。或以紙糊貢院之匾、改貢院二字、爲賣完。（徐珂『清稗類鈔』獄訟類）
- (19) 法式善の『槐廳載筆』は、戴璐（一七三九—一八〇六）の『石鼓齋雜錄』からの引用として、「榜發、多中揚商子弟、士論沸騰、遂有左邱明兩目無珠、趙子龍一身是膽之聯、貢院匾改作賣完」と記す（卷一三）。
照朝新語云、順治丁酉江南鄉試、得人最盛。如張玉書、馬世俊、陸燦、趙炳、皆一時名士。題爲「子貢曰貧而無詔」全章。外闈下第者、橫加誹語、有黃鸞兒詞一首、以譏諷場務、云、「命意在題中、輕貧士、重富翁。詩云子曰全無用、切磋缺工、往來要通。其斯之謂方能中。告諸公、方人子貢原是貨殖家風」。其事上聞、遂與大獄、兩主考及十八房官、皆實重典。舉人除伏誅外、尙革去二十餘人。（梁章鉅『制義叢話』卷二二）
- (20) ちなみに主考官は方猶である。なお金植『不下帶編』卷五では、「黃鸞兒」の詞を、「貧富命題中、黜貧生、取富翁。詩云子曰全無用、切磋未工、琢磨缺通。其斯之謂方能中。告諸子、聖門子貢貨殖舊家風」に作る。
- (21) 丁丑、江蘇巡撫張伯行疏言、今歲江南文闈榜發後、議論紛紛。於九月二十四日、有數百人、攪擁財神、直入學宮。口稱科場不公。臣不敢隱匿、相應題明。得旨。該部嚴察議奏。（『聖祖實錄』卷二四八）
- (22) 禮部議覆。「江南正主考副都御史左必蕃疏言、中式舉人吳泌等、不通文義、外議沸騰、請將吳泌等、或提至京覆試、或交該督撫嚴審有無傳遞

(24) 關節。又江蘇巡撫張伯行疏言、有數百人、擡擁財神、直入學宮、口稱科場不公等語。應行文該督撫、將舉人吳泌等、速行解京。到日請旨覆試、如果文義不通、即將情弊嚴審究出定擬。得旨。「這事情、著張鵬翮、會同江蘇江西總督、江蘇、安徽巡撫、在揚州地方、徹底詳察、嚴加審明具奏。左必蕃、趙晉、俱著解任、發往質審。」(同前)

(25) 竊戶部尚書臣張鵬翮、十一月二十七日到揚州、現在察審科場事務。臣聞審得新舉人程光奎自認夾帶文字入場、新舉人吳泌自認與相權連號、代做文字、又買通關節。而口供內扳扯原安徽巡撫葉九思、與安徽布政司馬逸姿之家人軒三經手。其事尚在對質、未經審明。又蘇州織財神生員丁毅宜等、指稱蘇州新中舉人馬士龍、邵一珩、席珩、金聖基、徐宗軾等五人、皆屬不公、往蘇州去提人、未經解到。至于正主考左必蕃、副主考趙晉、各自爭辨、亦未審出賄賣實據。臣腹據目下所聞謹奏、伏乞聖鑒。

(26) 竊聞會審科場一案、審得舉人程光奎素與副主考趙晉、山陽縣知縣方名交好、是以取中。至于舉人吳泌賄買情由、是俞式承包攬、托員星若過付。據員星若初供、「安徽葉撫院得銀五千兩、江防葉同知得銀三千兩」。後又供、「葉撫院不見、因另托李奇」。即審李奇、供出金子十五錠、交安徽藩司馬逸姿的家人軒三收受。隨來審軒三、並無承認口詞。又據江寧縣知縣蘇棟詳報、姚振宗出首、「李奇家中現在藏金子、誣賴軒三」。知縣即到李奇家、問伊妻杜氏、取出金子十五錠、連金子并出首人解大人審訊、尙未完結。

(27) 但目下紛紛議論、皆云「審事各大人意見不合」。稱、「江蘇巡撫臣張伯行心懷多疑、必欲將金子問在軒三身上。督臣曠禮、安徽撫臣梁世勳謂、「從前李奇供金子交與軒三、今又在李奇家、問他妻子取出、似屬妄扳」。各執一見、竟不和平。欽差戶部尚書臣張鵬翮、亦未有定見。而督臣曠禮將於十七日赴淮安、因另有公事、同漕臣赫壽會議、不在揚州會審」。臣據目下所聞謹奏、伏乞聖鑒。

張鵬翮、字運青、四川遂寧人。康熙九年進士、選庶吉士。改刑部主事、

(28) 吳遷禮部郎中。十九年、授江南蘇州知府、丁母憂。除山東兗州知府、舉卓異、擢河東鹽運使、內遷通政司參議、轉兵部督捕副理事官。從內大臣索額圖等勦定俄羅斯界、遷擢大理寺少卿。二十八年、授浙江巡撫。……尋授兵部侍郎、督江南學政。三十六年、遷左都御史。三十七年、遷刑部尚書、授江蘇江西總督。三十八年、上南巡、命鵬翮扈從入京、賜朝服鞍馬弓矢。〔清史稿〕張鵬翮傳

(29) 『康熙』上元縣志』によれば、江寧における行宮は、第一次(康熙二十三年)が「將軍軍門」であつたのを除けば、第二次から第六次まで(二十八、三十八、四十二、四十四、四十六年)、すべて織造府である。ちなみに、曹寅は後の四回の接待を擔當した。

(30) 前月恭膺恩旨、命臣寅監修明陵。欽此欽遵。自署總督臣陶岱到省、會同巡撫臣宋榮、臣寅、以及在省大小官員踏勘、現在估計工料、遴委江防同知臣丁易管工、公議於官吏僱工銀兩內動支修補。……除署總督臣陶岱、巡撫臣宋榮、會同臣寅具紅本奏陳外、臣寅係家奴、理合先將會議情由、具摺奏聞。

(31) 左步青選編『康雍乾三帝評議』(一九八二年紫禁城出版社)、商鴻逵『明清史論著合集』(一九八八年北京大學出版社)所收。

(32) 『治水筌蹄』(一九八五年水利電力出版社)。

(33) 『碑傳集』卷二二所收。なお李朝正、徐敦忠『彭端淑詩文注』(一九九四年巴蜀書社)では、この文にも詳しい注をつける。

(34) 『清史列傳』張鵬翮傳。

(35) 四十六年、上南巡、閱所擬引河道、諭曰、「朕自清口至曹家廟、見地勢甚高、標竿錯雜。依此開河、不惟壞田產、抑且毀塚墓。鵬翮讀書人、乃爲此殘忍事、讀書何爲」。詰責鵬翮、鵬翮謝罪。上以議爲阿山所主、非鵬翮意、削太子太保、奪官、仍留任。四十七年、以黃、運、湖、河修防平穩、命復官、並免應追裕銀。尋遷刑部尚書。四十八年、調戶部。〔清史稿〕張鵬翮傳

康熙五十一年正月十六日付李煦密摺に對する硃批。

(36)

三十八年、授山西巡撫。噶禮當官勤敏能治事、然貪甚、縱吏虐民。撫山西數年、山西民不能堪。(清史稿)噶禮傳

(37)

噶禮至江南、益恣肆、累疏劾江蘇巡撫于準、布政使宜思恭、按察使焦映漢、皆坐罷。知府陳鵬年初爲總督阿山劾罷、上復命守蘇州。及宜思恭罷、署布政使。鵬年素仇直、忤噶禮。噶禮積劾宜思恭、又論糧道賈棟建開河皆有所侵蝕、遂及鵬年覈報不實、鵬年復坐罷。噶禮復密疏鵬年虎丘詩怨望、上爲不動。(同前)

江南に派遣されて審理を擔當した張鵬翻は、ここでも性格の弱さによって、聖祖の不興を買っている。

觀張鵬翻所審建聞一案、各官皆議處、獨陳鵬年脫然事外。陳鵬年本係重罪之人、朕從寬免其死罪、復授爲知府、理應激切圖報。乃身在同城、目見伊等侵扣、不盡力勸止。且此項錢糧出納、俱經陳鵬年之手、而任憑賈棟、于準指使、其公同作弊可知矣。今若免議、衆心不服。大凡公事、雖係師生同年朋友、亦當從公審理。張鵬翻所審此案內、有畏懼狗庇之處。著交與九卿嚴察議處。其同審理此案之學士噶敏圖及總督噶禮、總漕桑額、著一并議處具奏。(聖祖實錄)卷二四二、四十九年六月二十四日)

なお陳鵬年の虎丘詩については、錢沐『履園叢話』卷一「重游虎丘詩」、陳康祺『郎潛紀聞初筆』卷一四「陳恪勤公虎邱詩」參照。

(38)

四十八年、調江蘇巡撫、賑淮揚徐三府饑。會布政使宜思恭以司庫虧空爲總督噶禮劾罷、上遣尙書張鵬翻按治。陳鵬年以蘇州知府署布政使、議司庫虧三十四萬、分扣官俸役食抵補、伯行咨噶禮會題、不應。伯行疏上聞、上命鵬翻并按。別疏陳噶禮異議狀、上諭廷臣曰、「覽伯行此疏、知與噶禮不和。爲人臣者、當以國事爲重。朕綜理機務垂五十年、未嘗令一人得逞其私。此疏宜置不問。伯行尋乞病、上不許。鵬翻請責前任巡撫于準及思恭償十六萬、餘以官俸役食抵補。上曰、「江南虧空錢糧、非官吏侵蝕。朕南巡時、督撫肆意擲用而不敢言。若責新任官補償、朕心實有不忍」。命察明南巡時用款具奏。伯行又疏奏各府州縣

(39)

無著錢糧十萬八千、上命併予豁免。

論大學士九卿等。「江南虧空錢糧、兩次命張鵬翻察審。朕意地方雖有不肖之官、侵蝕錢糧、未必多至數十萬兩。前朕南巡時、曾有諭旨、凡沿途所用之物、悉出內帑預備、未嘗絲毫取諸官民。督撫等官、不遵朕旨、肆意那用、以致虧空。朕若不言、內外諸臣、誰敢言者。但彼任事之人、離任者已多。若將因公那用等項、責之新任官賠補、朕心實不忍也」。問張鵬翻曰、「爾往江南訊問此事、地方官有言及南巡者乎」。張鵬翻奏曰、「地方官員、願將俸工逐年扣除、以補諸項虧空、並未言及南巡之事」。上曰、「俸工銀兩有限。卽逐年扣補、亦難清理。且官無俸祿、役無工食、必至私派以累民。依爾所言、能保地方官日後不累民乎。朕爲天下生民計、獨免各省錢糧、已逾萬萬矣。免此四五十萬之銀、有何足惜。爾等會議具奏」。(聖祖實錄)卷二四四)

(40)

論大學士九卿曰、「前命張鵬翻察審江南虧空、曾諭爾等查議、已查明否。爾等主意若何」。大學士等奏曰、「臣等尙未商酌、未有主見」。上曰、「此項虧空、據稱因公那用、係何公事、未經明晰」。張鵬翻奏曰、「大槩如賑濟、平糶、以及修塘等事」。上曰、「朕總理機務垂五十年、事無大小、凡臣下情隱、無不灼知洞鑿。朕屢次南巡、地方官預備錢糧、修理橋梁、開濬河道。想皆借用帑銀。原冀陸續補足、三次南巡、爲期相隔不遠、且值蠲免災荒、所徵錢糧、爲數又少、填補不及、遂致虧空如此之多。爾等皆知之而不敢言也」。張鵬翻奏曰、「皇上屢次南巡、必大沛恩膏於百姓、所至之地、小民無不歡欣鼓舞。至於一切供億、悉由內府儲備、從無絲毫累及民間」。上曰、「卽如錢夫一項、需要既多、伺候日久、勢必給與口糧工價。安得無費。至於修造行宮、必然亦借用帑銀。前者朕巡視漕運工程。至彼處、見有舍宇三間。此係取用何項」。張鵬翻奏曰、「係俸工銀兩所造」。上曰、「雖云俸工銀兩所造、然必先借用庫銀、後方抵補。爾等豈肯明言其故乎。今合計江南虧空、共有幾何」。張鵬翻奏曰、「約計共五十餘萬。于準、宜思恭、應賠十六萬、其餘將俸工抵補、至康熙五十三年、可補足矣」。上曰、「三年之內、地方官員、

- 或陞遷、或調用、或革退、或亡故。以前各官那用虧空、而將後來者之俸扣補、於理不順。朕心實爲不忍。至於胥吏賤役、若不給與工食、此輩何所資生、必致累民。今部中每遇一事、輒議令地方官設法料理。皆修飾美名、實則加派於地方也。張鵬翮奏曰、「皇上聖明、無微不至。所以養育百姓者、至深至渥」。上曰、「朕非但爲百姓、亦爲大小諸臣保全身家性命也。朕南巡時、聞龍潭地方建造行宮、恐致累民、曾諭總督阿山、令其拆毀。至他處建造行宮、朕皆未之知也。總之此不欲累民之念、可以自信、亦可見信於天下後世。朕歷年蠲免天下錢糧、至數萬萬兩有餘。今此項虧空、若令補墊、亦不爲多、然豈忍以此累地方乎。至於查明款項、亦非難事。錢糧冊籍、皆有可考。地方官借因公那用之名、盈千累百、餽送於人。若加嚴訊、隱情無不畢露也。朕意槩從寬典、不更深求。今海宇昇平、國用充足、朕躬行節儉、宮中用度、甚爲省約。計明朝一日之用、足供朕一月之需。今即因數次巡幸、用錢糧四五十萬、亦不爲過。明後年天下錢糧、以次盡行蠲免。若留此虧空之項、以爲官民之累、甚非朕寬仁愛養、嘉與維新之至意。爾等可公同詳議具奏」。(同前)
- (41) 上問大學士九卿等曰、「張鵬翮所審江南虧空一案、爾等所議若何」。大學士等奏曰、「臣等議行文督撫、徹底清查」。上曰、「行查誠是。但虧空之由、皆因南巡費用所致。若不聲明、反屬不宜。朕之巡幸、原以爲民、無庸隱諱。即用帑百萬、亦所當然。著將朕諭旨、全行抄錄、行該督撫、令查南巡時所用數目。但舉其大略而已。至於俸工扣補、三年之內、雖可全完、然必至派累百姓、斷不允行」。(同前)
- (42) 風聞庫帑虧空者甚多。却不知爾等作何法補完。留心、留心、留心、留心。
- (43) 兩淮情弊多端、虧空甚多。必要設法補完、任內無事方好、不可疏忽。千萬小心、小心、小心、小心。
- (44) 每聞兩淮虧空甚是利害。爾等十分留心。後來被衆人笑罵、遣罪子弟、都要想到方好。
- (45) 兩淮虧空近日可曾補完否。
- (46) 虧空太多、甚有關係。十分留心。還未知後來如何、不要看輕了。
- (47) 先是、總督噶禮奏稱、欲參曹寅、李煦虧欠兩淮鹽課銀三百萬兩、朕姑止之。查伊虧欠課銀之處、不至三百萬兩。其缺一百八十餘萬兩是眞。
- (48) 己丑、移鎮江蘇。與制府噶禮議事、輒齟齬。制府爲大吏數十年、多羽翼、性驚驚、意所不可、必巧構陰中以禍。用此衆莫敢擢其鋒。(錢儀吉『碑傳集』卷一七所收)
- (49) 蕭爽『永憲錄』卷四には、次のように言う。
聖祖命吏部尚書張鵬翮至揚、會同督撫審問。(趙)晉時有寵於東宮提調布政馬逸姿、又總督噶禮所徇庇。其書係斬(軒?)三七次訊而不承。逸姿、鵬翮依違案牘進呈。巡撫張伯行與禮互相訐參。因再命戶部尚書穆和倫、刑部尚書張廷樞往理。時東宮再廢、故晉擬斬、癸巳春聞命自盡、其妾賦詩從殉。
- また『清稗類鈔』獄訟類「康熙辛卯江南科場案」には、「噶黨馬逸姿」とある。ただ後出の『南山集』案に巻き込まれた方は、「結感錄」『方苞集』集外文卷六)の中で、「安徽布政使馬公逸姿、字駿伯、陝西咸寧人。……制府(噶禮)實惡余、其後與儀封張公相構、掛余名彈章、而親鞫時、未嘗加聲色、則公力也」と感謝している。
- (50) 督臣噶禮自履任後、所轄兩省文武屬官、逢迎趨附者、雖穢跡昭彰、亦可包荒藏垢、守正不阿者、雖廉聲素著、難免吹毛索疵。此久在睿照之中、無庸臣再爲瀆贊。最可異者、今科鄉試、盛傳總督通同監臨提調、攬實舉人、迨後取中不公、正主考左必著疏中有「或發督臣嚴審」語。又風聞總督要銀五十萬兩、保全伊等無事。及揚州會審、既得副主考趙晉(晉)與程光奎交通關節實情。旋得安徽布政使馬逸姿書役家人爲吳沁(沁)行賄供證、督臣震怒、輒令夾脛箝口。臣謂此或是實話、當細加研究、若動氣不許說、將許其說假話耶。督臣始令鬆夾、即停審散去。自有制科以來、從未聞賄賂公行、濫觴名器如是科之甚者。督臣駐節省城、素矜明察、豈得委爲不知。曾向尚書張鵬翮云、「今科舉人一大半是買

的、説は副主考賣的。似已知之最詳且確、而不即據實入告、則督臣必有不敢明言之隱、其弊不獨在副主考明矣。奉旨「徹底詳察」、而必不肯詳察、奉旨「嚴加審明」、而必不欲審明。其前之通同監臨提調攬買舉人、後之要銀五十萬兩保全無事、非無稽之論矣。況監生鄉試、例由學臣錄科送試、以防頂替。乃程光奎以兩淮巨商、頂冒蘇州府籍、逕由督臣大收送入鄉場、其營私壞法、更彰明較著矣。以通同作弊之人、同爲奉旨察審之人、真情何由得出。故自督臣震怒之後、要犯未提一名、確供未得一句。尚書張鵬翮因其子張懋誠現任懷寧縣知縣、係安徽所屬、總督得挾制之、恐遭陷害、亦不能不瞻顧掣肘。督臣竟忍負皇上隆恩、擅作威福、賣官賣法、復賣舉人、可謂惡貫滿盈、貪殘暴橫。難逃聖明洞鑒、豈容久流毒害。祇緣權勢赫奕、莫敢攖其鋒以買禍。仰祈敕令解任、一併發審、俾舞弊之人、失所憑借、承審之官、亦無瞻顧。庶真情得出、國法得伸矣。(蔣良驥『東華錄』卷二二)

(51) 儀封城北舊有隄。三十八年六月、大雨、潰。伯行募民襄土塞之。河道總督張鵬翮行河、疏薦堪理河務。(『清史稿』張伯行傳)

(52) 撫臣張伯行前冬泊船上海港內、止臣不必出洋。恨臣不從、遷怒于爲臣僱募舵工之船埠、陷以通賊牽連監斃。其違旨逗遛、挾私斃命、罪一也。上海知縣許士貞誣良爲盜、伯行因與同窗好友、始終袒護、淹禁無辜、久不省釋、罪二也。臣嚴飭所屬力行保甲、稽察匪類、伯行與陳鵬年揚言臣查富戶、竟寢不行、以致盜賊充斥。鎮江府同知施世驊緝獲盜首、伯行陰囑陳鵬年不行究賊、致斃在獄。反參施世驊誣良。其縱盜殃民、罪三也。蘇松道臧大受所屬被盜七案、皆捏稱大受由公出境、冀免處分。其徇私作弊、罪四也。蘇松糧船遲誤、奉旨「明白回奏」、伯行飾詞欺誑、罪五也。刑部行提戴名世案內作「南山集」序之進士方苞、向係伯行好友、竟不差一官一役捉拿。且「南山集」刻板、方苞收藏、蘇州書肆印行三千餘部、伯行豈得諱曰不知。乃並不追問。其背恩黨、罪六也。命盜案件蘇松等處最繁、伯行專以賣書書爲事、性多猜忌、心更糊塗、濶行翻駁、不能清理。兼之濫准詞狀、拖累株連、屢奉嚴諭申飭、恬不

知改。其違旨病民、罪七也。更可怪者、科場作弊、奉旨會審、臣開口一問案犯、伯行輒謂不該如此大聲、又謂不該如此審問。臣恐較論失體、因而緘口結舌、幾及四旬。乃伯行遂陰謀誣陷、以私賣舉人得銀五十萬兩、污臣名節、臣實難與俱生。果有絲毫情弊、當即伏斧鑕、如伯行不能指出一說事過付見證、則逞奸誣陷、亦難逃國法也。(蔣良驥『東華錄』卷二二)

(53) 本朝理學名儒從祀文廟者、直隸容城孫奇逢(道光八年)、浙江餘姚黃宗羲(光緒三十四年)、江蘇太倉陸世儀(光緒元年)、浙江桐鄉張履祥(同治十年)、江蘇崑山顧炎武(光緒三十四年)、湖南衡陽王夫之(同上)、河南睢州湯斌(道光三年)、浙江平湖陸隴其(雍正二年)、河南儀封張伯行(光緒四年)、凡九人。(朱彭壽『舊典備徵』卷二)

(54) 康熙五十年四月十九日付李煦密摺に對する硃批。
(55) 清恪與噶對簿畢、出門、以相爭而相毆。噶驅雄壯、清恪亦魁梧。噶不能勝、爲清恪所踢、踣於地而滾。(『清稗類鈔』獄訟類「康熙辛卯江南科場案」)

(56) 諭九卿等。「噶禮、張伯行互參一案、噶禮有辦事之才、用心緝拿賊盜、然其操守則不可保。張伯行爲人老成、操守廉潔、然盜劫伊衙門附近人家、尚不能查拏。噶禮曾參原任知府陳鵬年。陳鵬年居官雖善、乃一膽大強悍之人。噶禮、張伯行互參不睦者、皆陳鵬年怨惠所致。據張伯行參疏、云噶禮得銀五十萬兩。未必全實、亦未全虛。即噶禮所參張伯行之事、亦必有兩三款是實。至海賊一案、命江南、浙江、福建三省督撫前往、乃皆畏懼推委。惟噶禮至盡山、花鳥、緝拿賊盜、因此各省督撫甚怨噶禮。此案察實難。若命滿大臣審、則以爲徇庇滿洲、若命漢大臣審、則以爲徇庇漢人。至張伯行題參疏內連及張鵬翮者、意欲審理此事時、使張鵬翮迴避。故朕仍令張鵬翮前往、從公審理。(『聖祖實錄』卷二四九)

(57) 張伯行の「清官」ぶりについては、次のようなエピソードがある。
儀封張清恪公孝先伯行、貞操亮節、宇內首推。其撫吳也、使院蕭然、

即一几一榻、禁向民間借辦。雖屢乏所需、而安之若素。幕僚僅一人代
 毫者、其所凭胡牀、賓客則他徙、或竟日兀立爲苦。一日、其人留詩爲
 別而去、云、「一架繩牀供衆同、坐虛使院仰清風。獨慚三十無能立、
 難向程門度雪中」。公見詩大驚、亟遣追還、不及。至今每想高風、彌增
 景企。公之清德、可謂不衰。此甬上仇少宰滄柱、兆鼈爲豫言之。（金
 壇『不下帶編』卷一）

張清恪公伯行撫蘇時、值江寧鄉試、公爲監臨。故例、將點名、先召
 恩仇。二鬼進、公大怒、正色而言曰、「進場考試者、皆沐浴聖化、東
 身挂壁之士、爾輩平日何以不報、乃正當國家取士大典一切關防嚴肅時、
 豈許紛紛鬼祟進場諺擾耶」。是科南闈無一病者。（錢泳『履園叢話』卷
 一五「張撫軍退鬼」）

「一絲一粒、我之名節、一釐一毫、民之脂膏。寬一分、民受賜不止
 一分、取一文、我爲人不值一文。誰云交際之常、廉耻實傷。儼非不義
 之財、此物何來」。此儀封張清恪公任督撫時、禁止饋送檄也。質確如
 古諺詞、一命已上、當奉爲金繩鐵矩。（陳康祺『郎潛紀聞二筆』卷一
 「張清恪禁止饋送檄」）

臣打聽得、南方衆論、皆云、「總督沒有實舉人的事。撫院心性多疑、
 又恨總督竟把科場參了他。如今兩人都解任了。但是撫院雖係清官、事無
 決斷、其實人多拖累。總督也並不會要錢、辦事勤敏、極得民心、於地
 方有益」等語。南方衆論如此、謹遵旨奏聞。再、江寧、鎮江、揚州等
 府百姓、爲督臣囑禮罷市、紛紛赴臣衙門求題請留任。臣未敢擅行具疏。
 理合一併奏明。伏乞聖鑒。

(59) 竊江寧、鎮江、揚州等府百姓、聞督臣囑禮解任、二月十八、十九等日、
 連日罷市。先則赴臣衙門具呈求題請留任、及至二月二十二日、督臣委
 官送印江西撫臣衙門、豈知兵民竟將城門閉了、不容送去。不由委官做
 主、衆人竟將印信捧赴安徽撫臣梁世勳公館、撫臣因偶患足疾、不能見
 他們。又捧至臣衙門稟稱、「求暫留下了印、飛奏萬歲爺、請復總督原
 任」等語。臣說、「皇上愛你們兵民、如保赤子、所以特簡總督到江南

來的。目下因督撫互參、是以解任候審。審明之日、皇上聖明、自有乾
 斷、爾等不必如此」。再三曉諭、衆兵民方漸行散去。至次日始聽委官
 出城、將印送往江西、而衆兵民仍將督臣公館大門、用木石堵塞、不容
 出來。兵民情形、甚爲皇皇。至于撫臣印信、亦于二月二十四日送往浙
 江矣。理合奏聞。伏乞聖鑒。

(60) 臣打聽得、前日百姓爲囑禮解任、紛紛罷市、不放印信出城、哀求題請
 保留。張伯行見此光景、說「這些百姓都偏爲了總督」、覺得有不平的
 意思。後來街上也貼巡撫德政歌謠、也有些人赴各衙門投遞保留呈子。
 至于張鵬翻審訊舉人吳泌、程光奎兩人、其賚緣賄買情弊、仍未決斷。
 今物議云、「大人胸中必有瞻顧、所以游移不決。事審三月有餘、茫無
 頭緒、通省督、撫、司、道、府、縣、逗留在場、不能回去料理政務」
 等語。

なお曹寅「雨寒書院小酌、王竹村以餅肉相餉、卽事戲與元威、雲村、
 蓼齋、巴山、壽亭、吹萬共賦、素竹村和用東坡集中韻」詩（『棟亭詩
 鈔』卷八）の自注に、「予帶織使按書、時諸部院使以科事俱集揚州」
 とある。

(62) 謹奏、臣自二月二十六日到揚州、迄今一月、臣留心打聽張鵬翻與赫壽
 所審吳泌、程光奎之事。吳泌買舉、只追問李奇夫妻金子下落、意在就李
 奇撞木鎖、以結吳泌之事。程光奎只認夾帶、以結程光奎之事。至於左
 必著、趙管二人及房考等、俱未細問。衆論以爲、「張鵬翻外則調停總
 督、撫院了結此案、而本意則不欲重傷主考、房考、以塞科甲徼倖之路」。
 赫壽亦因循可否、以觀成敗。總督囑禮實無包攬買舉之事、護庇葉九思
 事、或有之。解任之後、雖有人衆保留、皆以下官吏粉飾曲全、殊無眞
 愛戴之者。巡撫張伯行實因糧道參處、自己亦詿誤調用、當封印之際、
 預聞京信、兩下紛爭、以有此疏、欲復囑禮之仇、亦非爲科場持公起見
 也。解任之後、亦有人衆保留、率多秀才、亦皆以下官吏粉飾曲全、殊
 無眞愛戴之者。

(63) 沈必耀の妻が、夫に殺されたのか、それとも自殺したのかという事件を指すと思われる。(康熙五十一年五月十六日、二十六日付李煦密摺、五月二十二日付曹寅密摺)

(64) 衆人議論、皆云、「江南百姓蒙天恩視如赤子、屢免錢糧、時加撫恤、督撫二臣不體貼聖衷、安靜保護、徒博虛名、各爲己私、互起朋黨、殊無大臣之體。張鵬翮身爲大臣、理宜秉公持平、力決是非、而反周旋主考、房考、曲全兩造、遷延時日、不能無私。自去年至今、已經四月、每日吊開單審、並不對口、並不再問程光奎之事、只審吳泌一案、並不問主考、房考如何字眼關節、只問原出首撞歲(鐘)之人。目下聞光棍李奇當審鞫之際、頗多放肆之語、謂衆人合謀、將金子誣陷于彼、以脫安撫藩司、蔓延無辜、總無斷決。兩江官吏、俱集揚州聽審。地方遼闊、數月之久、未必不悞事宜。又蘇州買舉之事、尚未審錄、馬逸姿承審人命一案、亦尚未審錄。如此遷延、必至秋冬方能完結」。持平者衆論如此。其爲噤禮爲張伯行者、各言各是、臣不敢聽信。謹據地方實在情形、採擇上聞。

(65) 科場一案、據句容縣知縣王曰兪供、「吳泌的卷子、是涇縣知縣陳天立囑托我、說『卷子內有『其實有』三個字關節的、你薦了他罷』、所以中了」。因提到陳天立在揚州候審、忽于四月十五日夜、天立自縊身死。今審事大人張鵬翮、赫壽、現在令安徽撫臣梁世勳行地方官、確查有無滅口致死情弊。

(66) 不意本月十六日五更、涇縣知縣陳天立自縊身故。陳天立乃句容縣供出以「其實有」三字來查吳泌卷子之人。張伯行原參疏內著其弊跡、今忽然自縊身故、物議以爲或有逼勒身亡、以圖滅口者。細訪涇縣陳天立、因三日前審事、見刑訊句容縣知縣、反招不認前語、當夜回寓、即行自縊。有看守官通判當時救下、次日即稟明張鵬翮、赫壽、彼時吩咐看守官、「他不過嚇人、不要理他、好好看守」等語。至第三日五更、即在床上自縊而亡。聞張鵬翮、赫壽已行文安徽巡撫、令其細問自縊原由。據陳天立家屬報稱、因係病發自縊者。連日關門商議未定。

(67) 蘇州舉人已經覆試。聞舉人席玠覆試文字與科場原卷筆跡不對、席玠已供認夾帶、鎖禁。其餘四人發江都縣看守、亦未定斷。

(68) 謹奏、探得張鵬翮、赫壽、梁世勳所審科場之事、賄買舉人吳泌及光棍李啓(奇)等、俱擬絞罪。夾帶舉人程光奎、並主考趙晉、房考方名、王曰兪、及藩司馬逸姿之家人軒三等、俱擬僉妻流三千里爲軍。正主考左必蕃、先擬問徒、今擬革職。但主考、房考、始終不曾嚴問、亦未得通同字眼及受賄之口供。從前延緩、原欲出脫主考、房考之罪。想因外論紛紛、故臨期商量、以「揆此」改入此罪。外邊人又議論以爲、「如主考、房考、賄買事實、罪不止如此之輕、如無賄買情弊、罪不宜如此之重。即藩司馬逸姿家人軒三、如果貪賒賂賣、亦應重擬、如無貪賒情弊、即應無罪、何以一概混擬、糊塗了事。未免人心不服。總之張鵬翮之意、不肯明審以破面目、留爲日後告覆之地。其蘇州舉人席玠、審係夾帶、革去舉人枷責、馬士龍革去舉人無罪、其餘三人仍准會試。但席玠與程光奎均認夾帶、一則擬流、一則枷責、事同罪異、不知何意。

この密摺は四月二十二日付とされるが、文中に、「已于本月二十日拜本起身往福建審事去矣」とあり、五月二十日以降であることは明らかである(五月十六日並びに二十六日付李煦密摺に、それぞれ「臣聞張鵬翮各案現在繕疏、大約于五月二十日邊、拜本復旨、即往福建去矣」、「審事大人張鵬翮于五月二十日拜本之後、是日即起身前往福建矣」とある)。また内容から見ても、四月二十二日とするのは無理である。「宮中檔康熙朝奏摺」、「康熙朝漢文硃批奏摺彙編」が、同時に出された密摺もないのに、なぜ單獨でこの日に置いたのかは未詳。ちなみに科場案に關する他の密摺と同じように、あくまで同時に出された密摺の日付に根據を求めるとすれば、六月三日付「奏報官紳士民瞻仰御書並請勒碑情形摺」が考えられる(曹寅最後の密摺。但し「本月」という言葉から分かるように、五月三日付「奏報麥子十分收成摺」に添えられた科場案關連の密摺が實際には四月中に書かれたのと同じく、この密摺も五月下旬に書かれたことは動かさない。

(69)

但揚州人議論，皆說，「主考、房官賣舉人的關節如何授受，大人審了半年，終不會在主考、房官身上究出真情」等語。(五月十六日付密摺)

揚州人皆說，「大人若早嚴審房官、主考、那賣舉人的關節，來踪去跡，自然水落石出，有何難審，要費這許多日子工夫。總因心性偏執，瞻此顧彼，游移不決，以致拖沿(延)到目下方完。究竟賣舉人的情弊，不會全然明白，因外人紛紛議論，所以將主考趙晉、房官王曰俞、方名問了充軍」等語。(五月二十六日付密摺)

(70)

又督撫互參一案，總督囑禮問降一級留任，巡撫張伯行革職問徒，外論謂「此二人均有不平，降革不一」。又沈必耀命案，只照臬司焦映漢原審，略更改一二，即行定罪，並未細問。聞此案亦有未安，人心不能悅服。張鵬翮因以日子太久，故將數案潦草了局。總漕赫壽勸其再一研審，務得實供，張鵬翮不允，已于本月二十日拜本起身往福建審事去矣。如此大案，審整半年，並未審出真情，以「揆此」二字結案，此番張鵬翮在江南聲名大損，人人說其糊塗徇私。安徽巡撫梁世勳因張伯行有言，總未同審，每日在公館靜坐養病，于本稿成時始去一會，已回江寧執署。張伯行參囑禮索銀五十萬兩，審屬情虛。江南一省舉人，能有幾何。縱盡行賄買，亦不能至此數。囑禮若受贓，即五萬亦當置之重典。囑禮原非清廉之官。但在地方，亦有效力之處。張鵬翮等審囑禮參張伯行，並未審出一款。張伯行原參囑禮內，有干係國家之語，亦未訊明審出。似為兩邊掩飾和解，瞻徇定議。大臣互相參劾，豈可不徹底審明。乃兩面調停，草率完結。況督撫等，凡遇事故初參之時，率張大其事，以極重之詞參奏，及至審時，務必開脫消釋者甚多。此亦陋習，斷不可行。此案發回，著大學士九卿等詳看會議具奏。(《聖祖實錄》卷二五〇)

(72)

考試舉人進士，所以為國家遴選人才，關係甚大，世祖章皇帝諭旨炳明。即朕為此事屢有諭旨，亦甚嚴切。從前科場有此等弊發，俱議軍法從事。今趙晉干犯國憲，於考試時，私受賄賂，暗通關節，張鵬翮等並未將伊拏問嚴審。且趙晉行止不端，舉國無不知者。左必蕃昏愚已甚，被趙晉欺弄。今但照革去舉人三四名之例，僅以革職軍流草率完結可乎。此案

(73)

(74)

亦發回，著大學士九卿等詳看會議，繕摺具奏。(同前)

蔡森「明清史論著集刊」(一九五九年中華書局)「科場案」參照。

科場一案，從前張鵬翮只究審舉人吳泌、程光奎兩人。其舉人席珩、馬士龍、徐宗賦等，未經嚴訊，即其拔取之本房房官，亦未提審。今欽差大人穆和倫、張廷樞夾訊舉人席珩、馬士龍、徐宗賦。而其拔取之本房房官溧陽縣知縣鄒柳、石埭縣知縣李頌，現經提到，與正主考左必蕃、副主考趙晉、三面對質，尚未審出真情。據揚州舉人皆說，「我皇上聖明，無微不照，又認真另差大人覆審。如今的大人將從前張鵬翮未提審之犯，現經提審，又將案內干連無涉之人，取口供後，立行釋放。這都是好處，但不知將來作何定案」等語。眾人議論如此。八月初一日至初六日，皆齋戒不理刑名日期，所以大人不審科場，將督臣囑禮、撫臣張伯行互揭一案，每日逐款問供，亦未曾審完。至於沈必耀命案，尚未問及。理合奏聞。伏乞聖鑒。

(75)

(76)

臣探得欽差大人穆和倫、張廷樞，審撫臣張伯行參督臣囑禮之事皆虛，審囑禮參張伯行之事，有幾款得實。目下現在繕疏覆旨矣。至於科場一案，舉人徐宗賦等，大人細細審問。其房官鄒柳等，與副主考趙晉，尚未嚴審。但揚州人說，「房官、主考必須嚴究才好」。而眾人聲口，有惟恐大人不嚴之意。聞欽差大人亦定於八月二十三、四審訊房官、主考矣。其將來審後，衆論如何，容臣探實再奏。伏乞聖鑒。

欽差審事大人穆和倫、張廷樞，目下將房官、副主考並皆嚴審。夾訊房官方名，據供，「程光奎平原相好，心裏又想了他，將來自己身上的債，可以要他代還，所以中的」等語。其餘房考官鄒柳、李頌等，現在夾審，三面對質，尚未全審明。而揚州舉人，因大人用刑嚴審，皆云，「我皇上聖明，頒了嚴旨，大人如今也不敢不嚴審了」。衆議如此。其督臣囑禮、撫臣張伯行互參一案，與沈必耀命案，聞已經審完，即日具本覆旨矣。理合奏聞。伏乞聖鑒。

(77)

欽差大人穆和倫、張廷樞，科場一案已經審完，於九月二十九日起身進京復命矣。大人起身後，揚州人皆說，「我皇上聖明獨斷，差大人覆審

科場。在大人既奉嚴旨、不敢不秉公審問、從重定罪。今副主考趙晉擬斬、房官方名擬絞、賄買黃綠舉人吳泌、程光奎與過付的余繼祖、郝青田一班人、並擬絞罪。有這番嚴處、將來科場自然好了。總賴我萬歲聖明、士子得以吐氣、天下人無一個不感激的。眾人議論如此、謹具摺奏聞、伏乞聖鑒。

(78) 鄉會試皆掄才大典、關係緊要。今見考試官不遵取真才、止圖賄賂、黃綠作弊者漸多。此等人、若不加嚴處、即行正法、斷乎不可。正考官係考場統領之員。副考官同考官等通同作弊、嚴加覺察、是其專責。而謂不知情可乎。趙晉、吳肇中二案、處分正考官等互異。應行嚴議。著問九卿具奏。『聖祖實錄』卷二五三

(79) 九卿議覆。「江南科場賄通關節之副考官編修趙晉、原擬斬監候。但趙晉係副考官、擅通關節、大干法紀、應照順治丁酉科場例、改斬立決。呈薦吳泌試卷之同考官句容縣知縣王曰翁、原擬流三千里。查王曰翁通同作弊、亦應改斬立決。黃綠中式之吳泌、及說事通賄之俞繼祖等、照原擬絞監候。呈薦程光奎試卷之同考官山陽縣知縣方名、原擬絞監候。查方名平素與程光奎往來、見過程光奎之文。程光奎在場內抄錄舊文、方名明知其文、即行呈薦。榜後又向程光奎索謝、應改斬立決。其場前在貢院內埋藏文字、入場抄寫中式之程光奎、照原擬絞監候。倩人代筆中式之徐宗軾、及夾帶文字中式之席玠、並照原擬枷責。正考官副都御史左必蕃、係專任科場之官、失於覺察、應擬革職。從之。(同前)

なお蕭興「永憲錄」卷四には、次のように言う。
方名、湖廣保康人、官山陽令。以分房賄中鹽商程光奎。與句容令王曰翁賄中鹽商吳沁(泌)、皆坐斬、捐銀贖罪。……監臨安徽巡撫葉九思懼罪殞。禮與必蕃皆斥罷。名最得民。淮紳給事中許之漸、素與光奎隙、懲逼必蕃奏之。逮名時、合邑士民、盡毀之漸居宅。名初蒞任、夢前令來訪、詢之、則前江南正法之廉官(原注：順治丁酉科江南鄉試賄賂公行。世祖震怒、主考李振科、田相及巡按多官等皆誅、舉人覆試有族者、以太后言得減戍)。而光奎之中式、淮安知府姚陶與趙晉私囑而逼成

之。

(80) 乙卯、吏部議覆。「戶部尚書穆和倫等、察審解任江南江西總督噶禮、江蘇巡撫張伯行互參一案、張伯行所參噶禮各款、既經穆和倫等審明皆虛。張伯行長縮不能出洋、反誣陷張元隆通盜、不審不結、拖累多人、不能嚴拿賊盜、遲延命案。又妄行參奏、有玷大臣之職。應如所題革職。至噶禮所參張伯行各款、既經穆和倫等審明。俱係從前舊案、不於彼時參奏、亦應議處。但所參「張伯行不能出洋」等處、俱實、應如所題免議。得旨。「張伯行居官清正、天下之人無不盡知、允稱廉吏。但才不如守、果係無能。噶禮雖才具有餘、辦事敏練、而性喜生事、並未聞有清正之名。伊等互參之案、皆起於私隙、聽信人言所致。誠為可耻。朕臨莅天下五十餘年、徧諳諸事、於滿洲、蒙古、漢軍、漢人、毫無異視、一以公正處之。且噶禮屢次具摺參張伯行、朕以張伯行操守為天下第一、斷不可參、手批不准。諭旨見在噶禮處。此所議、是非顛倒。著九卿詹事科道、會同矢公據實、再議具奏。』『聖祖實錄』卷二五二

(81) これについては、次のようなエピソードがある。
張清恪生長河壩、熟諳水性、嘗面奏河務事宜、聖祖偶有所詰問、公即袖出地圖、口講指畫。兵部侍郎牛鈕在側、斥伯行書生、但據紙上陳言妄奏。上曰、「畢竟是他留心、即書本亦是他看過、爾等誰留心者。」(陳康祺「郎潛紀聞二筆」卷一「聖祖留心書本之諭」)

(82) 從古治天下者、莫要於至公。朕御極五十餘年、凡內外大小之事、皆以公心處之。觀近日外官、滿洲所參、大抵多漢人、漢人所參、大抵多漢軍、皆非從公起見。朕悉據理處之、並無偏向。張伯行居官清廉、人所共知。其家亦殷實。朕巡河工時、彼適為按察使、知之甚悉。但才具略短耳。噶禮辦事歷練、至其操守、朕不能信。若無張伯行、則江南地方、必受其賸削一半矣。語云、「文官不愛錢、武官不惜命、然後天下又安。」又云、「清官不累民」。朕為天下主、自幼學問、研究性理等書。如此等清官、朕不為保全、則讀書數十年何益。而凡為清官者、亦何所倚恃以自安平。『聖祖實錄』卷二五一

(83)

噶禮、張伯行互參一案、初次遣官往審、爲噶禮所制、不能審出。及再遣大臣往審、與前無異。爾等諸臣、皆能體朕保全清官之意。使爲正人者無所疑懼、則人俱欣悅、海宇長享昇平之福矣。(同前)

(84)

又公撫蘇時、以緝海盜及科場二事、與總督噶禮互訐、廷臣多袒噶者。上諭削噶禮職、而公留原任。此舉當載信史、無俟致詳。其時江左士民、歡聲徧朝野、榜於門曰、「天子聖明、還我天下第一清官」。焚香結綵、拜龍亭呼萬歲者、至數十萬人。復有數萬人赴京師暢春園、跪疏謝恩、願各減一齡、益聖壽萬萬歲、以申眞實感激之忱。而閩省士民、亦不謀而合、若赤子之慶慈父母也。嗚呼、此豈易得於小民哉。(陳康祺『郎潛紀聞三筆』卷一二「蘇閩士民對於張清恪之感情」)

(85)

言路不可不開、亦不可太雜。明朝國事、全爲言官所壞。今之進言者、輒云「某爲上所喜、某爲上所惡」、每揣摩朕意、私心窺伺、以圖迎合。朕並無所愛憎之人。其居官善者、則愛之、不善者、則憎之耳。卽如噶禮居官、如此不善、不但無一人劾奏、反有從而譽之者。後噶禮與張伯行互參、差往審事滿漢大臣、謂朕意有偏向、故審理俱不公平。朕亦不露意旨。眞至議定奏聞、方無九卿明諭、於是衆乃知朕無偏向之意。大凡人臣事君之道、「公爾忘私」、乃爲正理。且性理諸書中、亦不過辨別公私二字。事君者、果能以公勝私、於治天下何難。若挾其私心、則天下必不能治。(『聖祖實錄』卷二五六)

吳秀良(Silas H. L. Wu)『康熙朝儲位鬭爭記實』(一九八八年中國社會科學出版社)には、次のように言う。(七四〇頁)

山西巡撫噶禮屬于太子派、既貪婪又殘忍。康熙巡視山西、旨在了解民間疾苦、而噶禮在皇帝巡幸前及巡幸期間的所作所爲、更使民不聊生。李光地在其日記中寫道、康熙帝一行到達前、天寒地凍、噶禮却令老百姓在路旁徹夜恭候聖駕。李問他們爲何能忍受這般苦楚、他們回答說、「我等被官兵脅迫、不敢不從」。噶禮有恃無恐、竟敢告訴李光地及其同僚他爲準備迎駕而花去的錢財、「行宮已費十八萬、今一切供饋還得

十五萬」(原注：李光地『榕村語錄續集』卷一八「治道」。他不會忘記、康熙帝會嚴厲警告地方督撫、不准爲迎駕或爲隨駕人員送禮而搜括民財、如有悖旨科斂者、察出卽以「軍法」從事。噶禮提及的用銀數字、無疑是對康熙帝所說的「沿途一切供御、皆內廷儲備」的諷刺。這位巡撫如此放肆地無視聖諭、說明他有一個有勢力的後臺、這個後臺不是別人、正是太子。李光地在日記中進一步揭露說、噶禮給隨駕人員提供南國的俊男倩女以滿足皮肉之歡。所謂「隨駕人員」不指太子又指何人？李寫道、「每一站皆作行宮、頑童妓女皆隔歲聘南方名師教習、班列其中」(同前)。

また噶禮の一黨である馬逸姿についても、次のように言う。(九〇頁)

在選購少年男女時、范(溥)得到太子在地方上的心腹們的支持。新任的江蘇按察使和負責徵收糧稅的督糧道是爲胤礽效力的地方治官員。蘇州督糧同知姜弘緒應范的要求出票、命老百姓賣掉兒女、唯一的理由就是他們的兒女俊秀。按察使馬逸姿原是江南蘇松督糧道、四月二十八日、康熙在巡幸途中作出擢昇在職按察使張伯行爲另一省巡撫的決定後、馬逸姿奉「特別諭旨」昇任新職。張伯行爲北方河南人、以「操守爲天下第一」而著稱、而馬逸姿是太子的人。擢昇張很可能是太子玩弄的花招、旨在把他的心腹馬昇爲江蘇最高司法官。如同京城刑部由太子的心腹所控制一樣、南方的司法部門也由忠于太子的人所把持。

(87)

「噶禮之母、聖祖保母也」(蕭爽『永憲錄』卷四)

原任江南江西總督噶禮之母叩關、告伊子噶禮。口稱、「老奴大不幸、養此不孝子孫、令家內做飯女人下毒藥、要殺老奴。此等凶惡、皆係充軍子色爾氣偷回與孫干都欲殺老奴、合謀而行者。噶禮將常泰姦婦所生之子莽牛認爲己子、私自撫養。老奴之夫普善痛責噶禮、將媳與姦生子一併逐出。常泰聚集親戚、將老奴房屋拆毀、幾至毆打老奴。再、噶禮之妻子及緊要人等俱住河西務、不知何意。噶禮極奸詐無恩、必不可留

(88)

「噶禮之母、聖祖保母也」(蕭爽『永憲錄』卷四)

原任江南江西總督噶禮之母叩關、告伊子噶禮。口稱、「老奴大不幸、養此不孝子孫、令家內做飯女人下毒藥、要殺老奴。此等凶惡、皆係充軍子色爾氣偷回與孫干都欲殺老奴、合謀而行者。噶禮將常泰姦婦所生之子莽牛認爲己子、私自撫養。老奴之夫普善痛責噶禮、將媳與姦生子一併逐出。常泰聚集親戚、將老奴房屋拆毀、幾至毆打老奴。再、噶禮之妻子及緊要人等俱住河西務、不知何意。噶禮極奸詐無恩、必不可留

於世間」等語。噶禮、噶禮之弟色爾氣、噶禮之子干都、家人五姐、六子皆認情眞。(『康熙起居注』)

噶禮とその母の不仲については、次のようなエピソードがある。

康熙中、兩江總督噶禮、滿洲人。貪婪一時、家貲巨萬。嘗造金絲帳以眠其母、以其母素念佛。家畜女尼數百、而其母暱其少子、初不喜禮之所爲。會禮與張清恪公互相參劾、聖祖初頗右禮、乃置張公詔獄。而吳民素服張公、從行者數千人、爭至暢春園代爲張公請命。上益厭張之活名、會問安於孝惠皇后宮、禮母固后親戚、上遇之、不及避、上因詢其子所爲、何以與張齟齬故。其母乃言其子貪狀、且言張之冤誣。上怫然曰、「其母尚耻其行、其罪不容誅矣」。因置禮於法、而復起用張公。後其母貧窶、以織紵爲生、其族之無知者、咸歸怨之、時諺曰、「噶禮之母、爲禍之祖」云。(昭槤『嘯亭雜錄』卷一〇「噶禮母」)

また信憑性は乏しいが、噶禮の處刑について、次のようなエピソードがある。

五十一年九月、上知城工未完、懈於督辦、遂將噶禮拿交刑部。適噶禮之母詣都察院訟禮忤逆、令家人進毒弑母等事。奉旨廷訊、果然、發部議以凌遲處死。上命先將噶禮眼珠打出、又割其兩耳、籍沒其家、妻子同誅、法皆斬首。其母恨禮甚、又詣刑部、請照陶和氣例、凌遲後焚尸揚灰。有旨賜帛、而噶禮又賄囑帛繫未絕時、即行棺殮。監絞官候至夜分、忽聞棺中語云、「人去矣、我可出也」。聞者大駭、劈其棺。噶禮遽起坐、因耳目俱無、不知所之。監絞官懼事洩、一斧劈倒、連棺焚化、始行覆命。聖祖笑曰、「這奴才眞燒坏也」。此案見康熙五十一年邸抄。

(錢泳『履園叢話』卷一「燒坏」)

なおこの項目の前半でも、噶禮と張伯行の争いについて記す。

噶官可恨、人人知之。清官尤可恨、人多不知。蓋噶官自知有病、不敢公然爲非、清官則自以爲我不要錢、何所不可。剛愎自用、小則殺人、大則誤國。吾人親目所睹、不知凡幾矣。試觀、徐桐、李秉衡、其顯然者也。廿四史中、指不勝屈。作者苦心、願天下清官勿以不要錢便可任性

妄爲也。歷來小説、皆揭噶官之惡、有揭清官之惡者、自『老殘游記』始。(劉鶚『老殘游記』第十六回自評)

(90) 甲子、江蘇巡撫張伯行、疏參「布政使牟欽元、將上海縣奸棍張元隆之兄張令濤、潛匿署中。似此豪棍抗官、布政使不行緝解、反爲容納。誠恐有誤地方、不得不據實糾參」。得旨。「牟欽元著暫革職。該督察審具奏」。(『聖祖實錄』卷二五九)

(91) 刑部議覆。「江南江西總督赫壽疏言、江蘇巡撫張伯行、參布政使牟欽元、藏匿海賊黨羽張令濤一案、查上海縣民顧協一、因贖房、控告張令濤與海賊合夥、見在海內。及審問顧協一、並無證據。又搜查牟欽元署內、亦並無張令濤。訊張令濤子張二、稱伊父往湖廣、福建。應行文兩省巡撫、拏解送審。得旨。「著吏部尙書張鵬翮、都察院左副都御史阿錫鼎、前往審明具奏」。(同前)

(92) 刑部議覆。「江蘇巡撫張伯行疏言、秋審大典、臣應與督臣赴常州府會審。但臣所屬地方近海、蘇松一帶、五方雜處、最易藏奸。前有上海奸民張元隆、通賄肆行、經臣特疏奏聞。近又有奸民張令濤、潛匿江蘇布政司牟欽元署內、屢提不出。臣恐蘇州地方、不無可慮。請俟新任提督穆廷斌到松後、臣再往常州。與督臣會審、應不進行」。得旨。「張伯行居官清廉、素所聞知。清則衆心無有不服。縱有一二匪類小人、國法具在。蘇州府有何可慮。張伯行疑惑恐懼、殊爲過甚。這所奏不進行。著仍照舊例、速赴常州府會審」。(同前)

(93) 六月丙、例同總督至常州府會審秋決人犯、撫臣竟不敢去。再、撫臣于蘇城內設立紫陽書院、令生監進內講學、其中即有獻媚小人、撫臣不察賢愚、即寄之以耳目、乃迎合其意、或造言聳聽、或乘機恐嚇、每至事端風起。臣煦細察撫臣爲人、大抵多疑多懼。多疑則遇事吹求、不能就事完結、自有無辜拖累、而羅織多人矣。多懼則中心惶惑、小人無稽之談、盡爲腹心之托、而晝夜不安、舉動未免顛倒。臣謹訪實、遵旨奏聞、伏乞聖鑒。

ちなみに康熙六十一年十月、聖祖は紫陽書院に「學道遵淳」の額を

賜っている。(蕭爽『永憲錄』卷一)

(94) 『康熙起居注』によれば、十月十九日丁亥。

(95) 戊子、刑部議覆。「江蘇巡撫張伯行疏言、奸商張元隆、廣置洋船、海上行走。審據夥黨吳良佐供、係原任將軍馬三奇家人。請飭部將馬三奇并船戶、發至江南質審。應如所請」得旨。「著張鵬翮等詳審具奏。張伯行與馬三奇不合、乘機奏請發審。馬三奇之父陣亡。伊身又係大臣。不必發往江南聽審、著兵部取供咨送」。(『聖祖實錄』卷二六〇)

(96) 布政司(使)牟欽元居官甚好。巡撫張伯行以牟欽元交通海賊題參一事、曾遣張鵬翮往審、繼張鵬翮摺奏時批旨、令張鵬翮同張伯行領兵於有海賊處親身往拿。此一事皆多疑所致。日前總督赫壽聞此消息、坐小船往黃天蕩探察、皆妄耳。張伯行操守雖清、爲人糊塗、無辦事之才。原任知府陳鵬年係有才之人、張伯行前此全賴陳鵬年辦事。今陳鵬年召進、無相商之人、故致每事舛錯。且張伯行奏稱、噶禮下人甚衆、欲殺我爲噶禮報仇、皇上亦須防備。此皆無影響之事。特因素幕賓不得、遂起弊端。總督、巡撫誰無幕賓七、八人、若爲此生疑尋隙、亦非爲大臣之體也。

(『康熙起居注』)

なお阮元『廣陵詩事』卷二には次のように記す。

江蘇巡撫張清恪公伯行、解職居揚州館舍、有欲謀刺之者。吾大父稼菴將軍爲公門生、持刀侍左右、屢月被清恪公教。一生廉介基于此時。

(97) 清官多刻、刻則下屬難堪。清而寬、莫善於是。過待其清、可乎。宋朱子云、居官人清、而不自以爲清、始爲眞清。爲君者亦宜寬、不可刻。

(同前)

(98) 今海上已無大夥賊盜、至小偷何地無之。即葢蔽之下、亦不能盡除。大盜如鄭盡心、陳尚義等、皆次第擒獲。果有此等大盜、當此之時、擒獲何難。張伯行始奏有賊首四十餘人、繼奏又有一百餘人、至今並無踪跡。雖與噶禮有仇、死後亦當釋然、更何疑何懼而爲此情狀。又甚至具摺密奏、謂朕出入亦當小心、又極可笑。張伯行向曾奏稱、臣無以圖報、惟期風移俗易、家給人足。乃撫吳幾載、風俗未見移易。近聞蘇州百姓生

意漸至消耗、米價初只七錢、今長至一兩六、七錢、民食維艱、所云家給人足者何在。(同前)

(99) 張伯行偏執任性、務報私仇、是其短處。只清之一字、不可泯沒。但其家甚富、所置田產跨三、四州縣。河南富家以張伯行、宋學爲首、而張伯行田產更多於宋學。朕於臣下無不周知、今特舉其一二言之耳。(同前)

(100) 張伯行爲巡撫時、每苛刻富民。如富民家有堆積米粟、張伯行必勒行賤賣、否則治罪。此事雖使窮人一時感激、要非正道、亦祇爲米價翔貴、欲自掩飾耳。(同前)

(101) 竊審事大人張鵬翮等、審問撫臣張伯行、「有無海賊」。張伯行回稱、「原無海賊」。大人即駁問、「既無海賊、則你明是欺誑皇上了」。張伯行個強如故、終不自認欺誑。大人自四月初十日審起至十三日、連審數日、總無認罪口供。聞得大人現在繕疏參他。且下訟師地棍聚集衆人、豎起黃旗、逼勒罷市、赴大人公館具呈保留巡撫。在大人明知買囑、不收呈狀。而張伯行亦出安民告示、但其告示內仍云、「將來是非曲直、自有公論」、又云、「本院反己內省、問心無愧」。如此語句。臣煦再訪得具呈保留之人、多出於吳縣知縣杜學琳賄買、而杜學琳又仰承撫臣張伯行之意也。

謹將近日情形、具摺以聞、伏乞聖鑒。

なお漕運總督郎廷極も、聖祖の密命によつて張伯行の動靜を報告している。(『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』第五冊七〇一頁)

奴才郎廷極叩頭密奏。奴才蒙聖主殊恩、不以奴才愚蠢疎庸、密諭、邇來聞蘇州巡撫怕人害他、以致滿城人心風鶴、又聽無賴小徒、作言生事、有冒纓之不足道者、至各省捕捉、京中以爲笑談。果如此否。爾打聽實事、密摺奏聞。欽此。下詢奴才。我聖主明見、萬里州縣、小吏簡選、尙悉其人。督撫膺封疆重寄、自無一不在皇上睿照之中。但奴才駐劄淮安、距蘇雖止七百餘里、而蘇州屬員、終歲來准者甚少。撫臣之行事失當、雖未確知詳細、其得之傳聞者、誠如主子聖諭。撫臣之操守、皇上久已稔知、毋庸奴才陳奏。惟是才短性偏、多疑苛細、以致事件遲滯。

凡人言人之善者疑之、言人之過者信之、遂有小徒造作無根之言、影響之事、迎合其意、以希信任。每有事外株連、轉展拖累、竟成疑案。近如秋審、向例督撫至常州府適中地方會審。今張伯行疑畏有人暗害不測之事、不敢至常、具疏展限、人皆傳爲笑談。若非督臣赫壽和衷、赴蘇會審、則秋審必致愆期。又聞今歲傳諭蘇州富商鹽商木商人參商、令其買米積貯、以俟凶歲平糶。意非不美、但各商恐此項本銀、一經報官買米積貯、不能撤回營運、甚爲畏懼含怨。又聞撤行各州縣、遴選能幹捕役、送蘇聽用、不知緝訪何事。近日蘇州城門、未晚即閉、日出尚不開、民間俱稱不便。奴才與張伯行共事、二載以來、凡有關漕務事件、並無參差、亦無嫌怨。今蒙主子垂問、奴才謹將現在所聞之事、先行據實回奏。容奴才再邊旨打聽實事、另具密摺奏聞。伏祈皇上睿鑒。康熙五十二年七月十七日具。

(殊批) 原是這樣、一點不錯。

(102) 上謂張伯行曰、「爾奏稱海上有賊、緝獲幾人帶來。張伯行奏曰、「海上無賊、聞有捕魚之人爲盜、所以陳奏」。上曰、「爾所奏疏內、尙勸朕宜防備、何言捕魚之人耶」。張伯行奏曰、「臣驚惶具奏、此皆臣之罪。有何辨處」。上曰、「授爾爲巡撫時、爾曾奏務使移風易俗、家給人足、以報皇上。今之移風易俗、家給人足者在」。張伯行奏曰、「臣立志如此、因無才幹、故不能行」。上曰、「爾實無才幹。並不讀書、爾所修之書、皆不過他人代修耳。豈爾自修者耶」。〔康熙起居注〕

(103) 一切本章俱宜切實。數陳虛語閒文、雖多何益。張伯行所奏、俱係空言、並不能行。朕幾次欲將張伯行提審、念其清廉、是以中止、姑調來引見。由今觀之、甚是粗鄙、直未嘗讀書者、不可爲封疆大臣、有錢糧小地方尙可用之。(同前)

(104) 後世、「張伯行」善、噶禮「惡」という單純な二項對立によつて張伯行を持ち上げることが通例となつた。本稿注に引いた筆記の記述もそうした見方に沿つているし、今日でも次のような評價がなされる。

會鄉試交通關節事發、命尙書張鵬翮、侍郎赫壽按治、伯行與噶禮會

鞠、得舉人吳泌、程光奎通賄狀、詞連噶禮、噶禮梗其獄。伯行疏請解噶禮職、噶禮亦據七事請奏、詔同解任。此類封建統治者の内部糾紛、往往無是非可言、但伯行究屬清正、加以康熙英明、終奪噶禮職而伯行留任。後復以窮治海商張令濤通匪事、總督赫壽庇護之而誣伯行陷害良民、于是召還、命直南書房署倉場侍郎、授戶部侍郎、兼管倉場及錢法堂事務、改革積弊、擢禮部尙書。(楊向奎「清儒學案新編」第二卷三三五頁。一九八八年齊魯書社)

(105) 赫壽については、蕭興「永憲錄續編」に次のような記事が見える。
(雍正五年三月) 原蘇州織造創籍李煦餽阿其那侍婢事覺、再下詔獄辭連故江督赫壽、並逮其子寧保。

(106) 如趙晉一案、今審得程光奎廣用銀錢、王式丹布置料理、趙弘煜通同作弊、只因王式丹行賄之家人、尙未拿到、是以不能審出真情。然趙晉之死、杳無影響、而趙晉之走、情弊顯然。伏乞皇上密令各省督撫查拿、一面再爲細訪確審。〔康熙朝漢文硃批奏摺彙編』第五冊八三五頁〕

(107) 上又曰、「趙晉已死未死之處、朕前令張伯行確查、張伯行奏趙晉未死。今張伯行在此、究竟如何」。張伯行奏曰、「趙晉或云未死、或云已死、以此尙在審理」。上曰、「此案甚久、牽連人亦多、且府縣官皆因此望誤。揚州府知府趙弘煜、現在獄內。如朕前聞德林未死、差人即行拿獲。趙晉若果不死、便當查拿。若已死、便當結案。將此文與刑部速行完結」。

(108) 『碑傳集』卷四七に、鄭方坤「王修撰式丹小傳」がある。江左十五子の一で、『樓邨詩集』二十五卷があり、陳鵬年も序文を寄せている。

(109) 『清稗類鈔』には、「房考官王白(曰) 翁、方名、蘇瓌等俱乘市、舉人程光奎、吳泌、徐宗賦、馬士龍、席玕俱黜革擯遣、贖免、仍示蘇州府署前、以帷蔽其身」とある。

(110) 王樓村與趙同年、時告假在籍、入獄探視。趙即於次日伏法、有謂「王帶病僕進獄、易趙出」者。遂下王獄、通緝數年、無獲、王方得釋。其同年王式丹殿撰入獄探視、以肩與藏死丐、飾爲管戶、令管總上屋、越獄而遁。謠言闖傳、株連多人。

(112)

王式丹については、次のようなエピソードがある。

寶應王殿頭方若式丹、未第時賦芍藥云、「開時不用嫌君晚、君在青雲最上頭」。人呼爲「王芍藥」、遂成大魁之識。(金壇『不下帶編』卷一)

また鄭方坤の小傳は「史館十年、长假歸里」と記すが、實際には革職であった。

(康熙五十年十一月二十八日癸丑) 上命大學士等、傳問九卿、編修楊緒、爲人何如。九卿等奏曰、「楊緒爲人不端」。上諭曰、「楊緒著革職、驛解回籍、交與地方官嚴禁在家、勿令擅出行走、更生事端。翰林官員內、尙生如此等人、亦著九卿舉出」。尋九卿等舉出侍講錢名世、修撰王式丹、編修賈國維、賈兆鳳、行止不端、聲名不好、俱著革職。(『聖祖實錄』卷二四八)

さらにこの事件に關連してだろうか、編年體の『樓邨詩集』は卷二十庚寅詩、卷二十一壬辰詩と續いて、辛卯の年を載せない。なお壬辰詩「二月十五日出都值風」の直前に、「東曹棟亭」がある(曹寅は當時上京中)。また王式丹の甥に當たる王懋竑は、「翰林院修撰叔父樓邨王公行狀」(『白田草堂存稿』卷一八)の中で次のように述べ、噂を斷固否定する。

趙方盛年、以才名自負而公居其上、頗不樂、公弗察也。孝感熊公、以使事出、留妾居京師。公問趙可住謁否。趙曰、此非師母也、可勿住。公從之。而趙遂自住謁、且厚餽致殷勤焉。孝感公歸、妾以言於公。孝感遂以公爲薄於師、而趙特厚。不知適中趙之計也。諸事多此。其後公亦知之、住來甚疏。而辛卯江南鄉試、兄懋謙、姪箴輿、適皆出趙公門。故趙繫郡獄、公屢欲往視而不果。後乃一入視、而趙卽於是日自縊、幾陷大獄。公蓋始終受趙之累、亦其數然也。

さらにこの行狀は、張伯行取り卷きの小人によって王式丹が科場案の卷ぎ添えになりかけたことにも觸れている。

(113)

一甲(狀元、榜眼、探花)でありながら、のちに罪に問われた例につ

(114)

いては、陳康祺『郎潛紀聞初筆』卷二三「鼎甲不利」、商衍鑾『清代科舉考試述錄』(一九五八年三聯書店)三三三頁參照。

又聞畫山在獄中、以術遁。正典刑者、乃其替身。後十餘年、吾鄉里中有遇之者。鬚髮皓然、而神氣如故。一瞬遂失所在。未知信有其事否也。

(『制義叢話』卷二二)